
令和 7 年 第136回（定例）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第 4 日）

令和 7 年 3 月12日（水曜日）

議事日程（第 4 号）

令和 7 年 3 月12日 午前 9 時開議

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 諸報告 | |
| 日程第 2 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認について
（専決第 1 号）令和 6 年度新温泉町一般会計補正予算（第 7 号）
の専決処分について |
| 日程第 3 | 議案第 1 号 | 新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び新温泉
町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 2 号 | 新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一
部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 3 号 | 新温泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提
供に関する条例及び新温泉町税条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 4 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関す
る条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 5 号 | 新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 6 号 | 新温泉町非常勤の消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 7 号 | 新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 8 号 | 新温泉町地域活性化施設条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 9 号 | 新温泉町駐車場条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第10号 | 新温泉町緑地健康増進施設条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第11号 | 新温泉町使用料徴収条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第12号 | 新温泉町鳥獣処理施設条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第13号 | 新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第14号 | 新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第15号 | 新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第16号 | 新温泉町浜坂 B & G 海洋センター条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第17号 | 町道路線の認定について |
| 日程第20 | 議案第18号 | 林道三尾御崎線道路改良工事請負変更契約の締結について |

日程第21	議案第19号	町道釜屋海岸線法面吹付修繕工事請負変更契約の締結について
日程第22	議案第20号	公の施設に係る指定管理者の指定について (新温泉町高齢者生活福祉センター「もみじホール」)
日程第23	議案第21号	公の施設に係る指定管理者の指定について (商店案内所・杜氏館)
日程第24	議案第22号	公の施設に係る指定管理者の指定について (新温泉町鳥獣処理施設)
日程第25	議案第23号	令和6年度新温泉町一般会計補正予算(第8号)について
日程第26	議案第24号	令和6年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について
日程第27	議案第25号	令和6年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について
日程第28	議案第26号	令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算(第5号)について
日程第29	議案第27号	令和6年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第4号)について
日程第30	議案第28号	令和7年度新温泉町一般会計予算について
日程第31	議案第29号	令和7年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第32	議案第30号	令和7年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第33	議案第31号	令和7年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について
日程第34	議案第32号	令和7年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について
日程第35	議案第33号	令和7年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について
日程第36	議案第34号	令和7年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について
日程第37	議案第35号	令和7年度新温泉町水道事業会計予算について
日程第38	議案第36号	令和7年度新温泉町下水道事業会計予算について
日程第39	議案第37号	令和7年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について
日程第40	報告第1号	専決処分の報告について (専決第2号) 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

本日の会議に付した事件

日程第1	諸報告	
日程第2	承認第1号	専決処分の承認について (専決第1号) 令和6年度新温泉町一般会計補正予算(第7号)の専決処分について

日程第 3	議案第 1 号	新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び新温泉町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 2 号	新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 3 号	新温泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び新温泉町税条例の一部改正について
日程第 6	議案第 4 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 7	議案第 5 号	新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第 8	議案第 6 号	新温泉町非常勤の消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 7 号	新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について
日程第10	議案第 8 号	新温泉町地域活性化施設条例の一部改正について
日程第11	議案第 9 号	新温泉町駐車場条例の一部改正について
日程第12	議案第10号	新温泉町緑地健康増進施設条例の一部改正について
日程第13	議案第11号	新温泉町使用料徴収条例の一部改正について
日程第14	議案第12号	新温泉町鳥獣処理施設条例の一部改正について
日程第15	議案第13号	新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第14号	新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第17	議案第15号	新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第18	議案第16号	新温泉町浜坂 B & G 海洋センター条例の一部改正について
日程第19	議案第17号	町道路線の認定について
日程第20	議案第18号	林道三尾御崎線道路改良工事請負変更契約の締結について
日程第21	議案第19号	町道釜屋海岸線法面吹付修繕工事請負変更契約の締結について
日程第22	議案第20号	公の施設に係る指定管理者の指定について (新温泉町高齢者生活福祉センター「もみじホール」)
日程第23	議案第21号	公の施設に係る指定管理者の指定について (商店案内所・杜氏館)
日程第24	議案第22号	公の施設に係る指定管理者の指定について (新温泉町鳥獣処理施設)
日程第25	議案第23号	令和 6 年度新温泉町一般会計補正予算(第 8 号)について
日程第26	議案第24号	令和 6 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)について

日程第27	議案第25号	令和6年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について
日程第28	議案第26号	令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第5号）について
日程第29	議案第27号	令和6年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第4号）について
日程第30	議案第28号	令和7年度新温泉町一般会計予算について
日程第31	議案第29号	令和7年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第32	議案第30号	令和7年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第33	議案第31号	令和7年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について
日程第34	議案第32号	令和7年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について
日程第35	議案第33号	令和7年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について
日程第36	議案第34号	令和7年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について
日程第37	議案第35号	令和7年度新温泉町水道事業会計予算について
日程第38	議案第36号	令和7年度新温泉町下水道事業会計予算について
日程第39	議案第37号	令和7年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について
日程第40	報告第1号	専決処分の報告について （専決第2号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

出席議員（16名）

1 番	中 村 茂君	2 番	西 村 龍 平君
3 番	澤 田 俊 之君	4 番	米 田 雅 代君
5 番	岡 坂 遼 太君	6 番	森 田 善 幸君
7 番	浜 田 直 子君	8 番	河 越 忠 志君
9 番	竹 内 敬一郎君	10番	重 本 静 男君
11番	岩 本 修 作君	12番	宮 本 泰 男君
13番	中 井 勝君	14番	中 井 次 郎君
15番	小 林 俊 之君	16番	池 田 宜 広君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 島 木 正 和君 書記 中 家 亨君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西 村 銀 三君	副町長	西 村	徹君
教育長	山 本	温泉総合支所長	小 谷	豊君
牧場公園園長	嶋 津	総務課長	中 井 勇 人君	
企画課長	水 田 賢 治君	税務課長	石 原 通 孝君	
町民安全課長	村 尾 国 治君	健康課長	朝 野	繁君
福祉課長	松 本	商工観光課長	福 井 崇 弘君	
農林水産課長	原	建設課長	森 田 忠 浩君	
上下水道課長	谷 岡 文 彦君	浜坂病院事務長	宇 野 喜代美君	
介護老人保健施設ささゆり事務長	松 岡 宏 典君	会計管理者	山 本 幸 治君	
こども教育課参事	樹 岡 正 宏君	生涯教育課長	西 脇 一 行君	
調整担当	谷 口 修 一君	代表監査委員	島 田 信 夫君	

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（池田 宜広君） 皆さん、おはようございます。

第 1 3 6 回新温泉町議会定例会 4 日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われましたので、その結果の報告、提出議案であります条例の改正、事件案、補正予算案など議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は 1 5 名で、定足数に達しておりますので、第 1 3 6 回新温泉町議会定例会 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 諸報告

○議長（池田 宜広君） 日程第 1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告をいたします。

去る 3 月 3 日の会議以来、それぞれの会合に出席しておりますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略をいたします。

次に、議会運営委員会が 3 月 3 日に開かれておりますので、委員長から報告をお願い

します。

岩本委員長。

○議会運営委員会委員長（岩本 修作君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

委員会の開催日は3月3日の全員協議会終了後であります。

協議事項について報告をさせていただきます。第136回新温泉町議会定例会提出議案、議事運営についてでございます。

町長提出追加議案についてです。報告1件と人事案1件の計2件であります。報告第1号、専決処分の報告についてと議案第38号、監査委員の選任同意についてです。

次に、議会提出追加議案についてです。発議第1号、新温泉町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてと、発議第2号、新温泉町議会会議規則の一部改正についてです。

次に、議事日程及び議事運営についてですが、資料に掲載してますので、御清覧のほうよろしくをお願いします。

次に、人事案件の採決方法についてですが、無記名投票とさせていただきます。

次に、閉会中の継続審査の申出についてですが、議長に申し出ることといたします。

以上で報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 岩本委員長、ありがとうございました。

次に、休会中の所管事務調査として各常任委員会が開催されておりますので、それぞれ委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務産建常任委員会が3月5日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

竹内委員長。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君） 総務産建常任委員会の報告をいたします。

3月5日開催、牧場公園課、農林水産課、建設課、税務課、商工観光課、企画課、総務課、議会事務局の所管事務調査を行いました。

牧場公園課の報告事項は、但馬牛博物館校外学習受入れ事業廃止についての1件です。

協議事項は2件です。1、新温泉町緑地健康増進施設条例の一部改正について、2、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）について、いずれも委員会として了承しました。

農林水産課は報告事項8件です。1、新温泉町農林振興事業費補助金交付要綱の一部改正について、2、新温泉町スマート農業機械等導入支援事業補助金交付要綱の制定について、3、新温泉町良質堆肥生産支援事業補助金交付要綱の一部改正について、4、新温泉町有害鳥獣捕獲班確保対策事業補助金交付要綱の一部改正について、5、新温泉町森林・林業ビジョン推進委員会設置要綱の制定について、6、新温泉町森林環境保全事業補助金交付要綱の制定について、7、新温泉町水産振興事業補助金交付要綱の一部

改正について、8、新温泉町地域資源循環施設整備検討委員会の中間報告について。詳細については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は4件です。1、新温泉町鳥獣処理施設条例の一部改正については、新温泉町鳥獣個体一時保管施設を設置するものです。委員会として了承しました。2、林道三尾御崎線道路改良工事請負変更契約の締結については、週休2日制度の取組により労務費、機械経費、共通仮設費及び現場管理費を補正するものです。委員会として了承しました。3、公の施設に係る指定管理者の指定について、4、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）については、いずれも委員会として了承しました。

建設課は報告事項5件です。1、事故報告について、2、新温泉町除雪機械運転資格取得事業補助金交付要綱の制定について、3、新温泉町住宅耐震改修促進事業実施要綱の一部改正について、4、新温泉町民間集合賃貸住宅等建築事業補助金交付要綱について、5は、除雪及び積雪状況についてであります。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は5件です。1、専決処分の承認については、除雪業務委託料の予算を補正するものです。委員会として承認しました。2、町道路線の認定について、3、町道釜屋海岸線法面吹付修繕工事請負変更契約の締結について、4、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）について、5、令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第5号）については、いずれも委員会として了承しました。

税務課は報告事項2件です。1、令和6年度町税等徴収実績について、2、令和7年度税制改革に対応するための税条例の専決処分についてであります。委員会資料を御清覧ください。

協議事項は、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）についての1件です。委員会として了承しました。

商工観光課は報告事項2件です。令和6年度事業の報告については、1、新温泉町プレミアム商品券事業、2、七釜温泉ゆーらく館隣接地検討会経過報告について、3、海業進捗状況について、4、リフレッシュパークゆむら町民プールリニューアル計画書案の策定についてであります。

要綱の制定及び一部改正、廃止については、1、新温泉町見本市等出展支援事業補助金交付要綱の廃止、2、新温泉町起業支援事業補助金交付要綱の一部改正、3、新温泉町定住促進住宅取得助成金交付要綱の一部改正、4、新温泉町中小企業融資利子補給金交付要綱の一部改正、5、新温泉町地域経済循環創造事業補助金交付要綱の一部改正、6、新温泉町中小企業奨学金返済支援事業補助金交付要綱の制定、7、新温泉町中小企業働きやすい職場づくり支援事業補助金交付要綱の制定、8、新温泉町地域プロジェクトマネージャー設置要綱の制定、9、新温泉町地域おこし協力隊インターン設置要綱の制定についてであります。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は3件です。条例の制定及び改廃については、1、新温泉町地域活性化施設

条例の一部改正について、2、新温泉町駐車場条例の一部改正について、3、新温泉町緑地健康増進施設条例の一部改正について、4、新温泉町使用料徴収条例の一部改正については、いずれも委員会として了承しました。

次に、公の施設に係る指定管理者の指定についてと、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）については、いずれも委員会として了承しました。

企画課は報告事項3件です。1、第2次新温泉町総合計画の実施計画について、2、新温泉町町民タクシー等運行特別支援交付要綱の一部改正について、3、新温泉町航空機利用助成金交付要綱の一部改正についてであります。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）についての1件です。委員会として了承しました。

総務課は報告事項3件です。1、職員の退職及び採用予定者については、令和7年3月31日付退職予定者は9名で、令和7年4月1日付採用予定者は12名です。2、会計年度任用職員の採用予定者については、2月28日現在、286名です。3、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は6件です。1、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）の専決処分については、委員会として承認しました。2、新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び新温泉町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、3、新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、4、新温泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び新温泉町税条例の一部改正について、5、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、6、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）については、いずれも委員会として了承しました。

議会事務局は協議事項1件です。令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）については、委員会として了承しました。

閉会中の継続調査を10件について議長に申し出ることとしました。

以上、総務産建常任委員会の報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

委員長の報告のうち、協議事項について質疑があればお願いをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 竹内委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が3月6日に開かれておりますので、副委員長から報告をお願いいたします。

河越副委員長。

○民生教育常任委員会副委員長（河越 忠志君） おはようございます。それでは、3月6日に開催いたしました民生教育常任委員会の報告をさせていただきます。

調査内容は、公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆり、健康課、福祉課、町民安全課、こども教育課、生涯教育課、上下水道課に係る所管事務調査です。併せて閉会中の継続審査についても協議いたしました。

最初に、浜坂病院、介護老人保健施設ささゆりについては、報告事項は2件でした。

1、令和7年度診療体制について、これは兵庫県養成医の異動について、2、医師の採用について、3、令和7年度の外来担当医について、4、総合診療科部長の介護老人保健施設ささゆり施設長兼務についてでありました。2は、公立浜坂病院経営強化プラン評価委員会設置要綱の制定について。詳細については委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項は2件でした。1、新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、2、令和6年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第4号）について、いずれも委員会として了承いたしました。

次に、健康課です。報告事項4件。1、令和6年度保健衛生事業の実施について、2、妊婦のための支援給付について、3、令和7年度保健衛生事業の拡充、変更予定について。内容的には、新温泉町産後ケア事業実施要綱の一部改正、新温泉町乳児紙おむつ等購入費助成事業実施要綱の一部改正、新温泉町带状疱疹予防接種費用助成事業実施要綱の一部改正、次に、新温泉町インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱の一部改正、次に、新温泉町人間ドック受診費用助成事業実施要綱の一部改正、次に、大きい4として、保健福祉センター駐車場整備事業について。詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項は3件でした。1、新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について、2、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）について、3、令和6年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、いずれも委員会として了承いたしました。

次に、福祉課です。報告事項は4件でした。1、新温泉町高齢者福祉タクシー助成事業実施要綱の一部改正について、2、新温泉町介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部改正について、3、新温泉町短期集中訪問型サービス事業実施要綱の制定について、4、新温泉町緩和した基準の通所型サービス事業実施要綱の制定について。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は4件でした。1、新温泉町使用料徴収条例の一部改正について、2、公の施設に係る指定管理者の指定について、これは新温泉町高齢者生活福祉センターもみじホールの件でした。3、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）について、4、令和6年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について、いずれも委員会として了承いたしました。

次に、町民安全課です。報告事項は1件でした。新温泉町さくらねこ無料不妊手術チケット取扱要綱の制定についてでありました。詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項は3件でした。1、新温泉町消防団等公務災害補償条例の一部改正について、2、新温泉町非常勤の消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、3、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）について、いずれも委員会として了承いたしました。

次に、こども教育課です。報告事項は追加の1件を含めて5件でした。1、新温泉町立学校給食センター管理運営規則の一部改正について、2、新温泉町学校のあり方検討委員会設置要綱の制定について、3、大庭認定こども園について、4、第3期新温泉町子ども・子育て支援事業計画について、5、追加された5であります。連携型中高一貫教育校の設置についてであります。これについては、対象校は浜坂中学校、夢が丘中学校で、それと、連携高等学校については兵庫県立浜坂高等学校の件であります。詳細については、追加配付されている委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項は3件でした。1、新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、2、新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、3、令和6年度一般会計補正予算（第8号）について、委員会として了承いたしました。

ただ、委員会終了後に、協議事項の補正予算（第8号）について、委員の一部から協議事項の一部に関して見落としがあったということで協議した経緯がありますので、これを補足しておきます。

次に、生涯教育課です。報告事項は3件でした。1、損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について、2、第30回「前田純孝賞」学生短歌コンクール選考結果について、3、新温泉町文化財指定登録の基準について。詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項は2件でした。1、新温泉町浜坂B & G海洋センター条例の一部改正について、2、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）について、いずれも委員会として了承することにいたしました。

最後に、上下水道課は報告事項2件でした。1、社会資本総合整備計画について、2、新温泉町公共下水道事業計画変更協議及び都市計画事業変更認可についてでありました。詳細は委員会資料を御清覧ください。

最後に、閉会中の継続審査については、9件を議長に申し出ることといたしました。

以上で民生教育常任委員会の報告を終わります。以上です。

○議長（池田 宜広君） 副委員長の報告は終わりました。

副委員長の報告のうち、協議事項について質疑がありましたらお願いをいたします。質疑はございませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終わります。

河越副委員長、ありがとうございました。

次に、美方郡広域事務組合議会定例会が3月10日に開かれておりますので、その報告をお願いいたします。

岡坂議員。

○美方郡広域事務組合議会議員（岡坂 遼太君） 美方郡広域事務組合の報告をいたします。令和7年第1回美方郡広域事務組合議会定例会が令和7年3月10日月曜日、午後1時半より開催されました。場所は本町議会議事堂であります。

まず、報告についてですが、業務報告として、主な行事、火葬場利用状況、災害発生状況について報告がありました。また、議案については計6件ありまして、いずれも全会一致で可決しております。

まず、条例改正が3件ありまして、そのうち1件は議員発議で、個人情報の保護に関する条例の一部改正がありました。条例制定は1件、行政手続のオンライン化、デジタル手続化に関するものです。令和6年度補正予算（第3号）がありまして、こちらは歳入、歳出ともに変更なしで、繰越明許費についてのみの補正予算となっております。

最後に、令和7年度一般会計予算が上がりまして、歳入、歳出ともに8億4,084万8,000円、対前年度比較で2,827万8,000円の減となっております。財源の内訳として、一般財源が8億194万3,000円となっております。このうち、機械器具費として本署災害対応特殊救急自動車1台と、本署高度救命処置用資機材一式が購入予定でありまして、金額は4,108万3,000円というものであります。

以上で美方郡広域事務組合の報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 岡坂議員、ありがとうございました。

以上で諸報告を終わります。

日程第2 承認第1号

○議長（池田 宜広君） 日程第2、承認第1号、専決処分の承認についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度新温泉町一般会計補正予算の専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定により、議会の御承認を賜りたく御報告申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が申し上げたとおりであります。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑を行います。質疑は、歳出、歳入、総括を一括で行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

日程第 3 議案第 1 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 3、議案第 1 号、新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び新温泉町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、人事院規則の一部改正等に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、議案第 1 号について御説明いたします。説明の都合上、審議資料 10 ページ、タブレットでは 11 ページ、一部改正の概要を御覧ください。

改正の理由についてです。令和 6 年 8 月 8 日に人事院が行いました公務員人事管理に関する報告におきまして、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が明らかにされ、このうち資料記載の 3 項目については、対応する民間労働法制の施行（令和 7 年 4 月 1 日）から遅れることなく実施することとされました。そのため、これらの内容について、人事院規則の一部改正等に伴い、関係条例の改正を行うものです。

2 つ目の改正内容につきまして、一つには超過勤務の免除の見直しとして、対象となる職員の範囲を、現行 3 歳に満たない子を養育する職員とあるのを、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大します。2 点目は、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等ということで、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知・意向確認を行わなければならないということ、3 点目は、職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供として、職員が満 40 歳になる年度内において 2 点目の内容を職員へ知らせる必要があるということです。4 点目は、職場環境の整備として、研修等の開催、相談窓口の設置等を行わなければならないということです。

次に、米印の子の看護休暇に関する見直しについては、新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則と新温泉町会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正を行うもので、子の入園・卒園式、入学式の行事への参加や感染症に伴う学級閉鎖等の場合でも休暇の取得を可能とするもので、対象となる子の範囲を、現行3歳に満たない子とあるのを小学校3年生修了時まで拡大するものです。

施行時期につきましては、令和7年4月1日としております。

次に、審議資料1ページ、条例の新旧対照表を御覧ください。左側が現行、右側が改正案、下線部分が改正箇所になります。

第1条関係として、新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例について、先ほどの概要で説明しました内容について、8条の3、2ページの第15条、第17条の2、第17条の3のとおり改正を行うものです。

3ページの第2条関係として、新温泉町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、法律の改正に伴い根拠条項が改正されるため、改正案のとおり改めるものです。

4ページから9ページまでは、先ほど説明しました子の看護休暇の見直しに伴う規則改正と、その新旧対照表になります。

それでは、議案の条例本文の附則を御覧ください。タブレットでは15ページになります。第1項で施行期日を規定し、第2項で経過措置を規定しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） いいですね。質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第4 議案第2号

○議長（池田 宜広君） 日程第4、議案第2号、新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和6年8月8日の人事院勧告に鑑み、

所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 議案第2号について御説明いたします。内容につきましては、昨年の人事院勧告に鑑み、一般職と同様に、令和7年4月からフルタイム会計年度任用職員についても地域手当の支給を、また、パートタイム会計年度任用職員については報酬に地域手当相当分を加算して支給するため、所要の改正を行うものです。説明の都合上、審議資料11ページ、条例の新旧対照表を御覧ください。

第2条第1項、給与の規定に地域手当を加えます。第6条の次に第6条の2として、フルタイム会計年度任用職員について地域手当を支給する規定を加えます。次に、第17条の次に第17条の2として、パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬を支給する規定を加えます。次に、パートタイム会計年度任用職員について、第23条、期末手当、12ページの第23条の2、勤勉手当、第25条の勤務1時間当たりの報酬額について、それぞれ計算基礎額に地域手当に相当する報酬を加算する内容を加えています。

次に、14ページは関連する規則の一部改正について、15ページは、その規則の新旧対照表です。

16ページ、17ページは昨年12月に改正しました職員の給与に関する規則の一部改正について再度改正をするもので、令和7年度の地域手当支給割合を一般職と同様に2%とするための改正になります。

それでは、議案の条例本文の附則を御覧ください。タブレット17ページです。附則で、この条例は、令和7年4月1日から施行するとするものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

○議長（池田 宜広君） 日程第 5、議案第 3 号、新温泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び新温泉町税条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、議案第 3 号について御説明いたします。国の法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い、条文の引用箇所に条項ずれが生じるため、所要の改正を行うものです。説明の都合上、審議資料 18 ページ、条例の新旧対照表を御覧ください。

まず、第 1 条関係として、新温泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、このたびの法改正、いわゆるマイナンバー法第 2 条の第 7 項と第 8 項の間に新たに 1 項追加されるため、第 8 項以降が 1 項ずつずれることとなりました。そのため、条例の第 2 条の定義において同条第 2 号から第 4 号まで法の条項を引用してる箇所について、それぞれ記載のとおり改めるものです。

次に、第 2 条関係として、新温泉町税条例の一部改正について、同様に、第 36 条の 2、次の 19 ページ、第 63 条の 2、第 89 条、20 ページの第 139 条の 3、第 149 条について、それぞれ記載のとおり改めるものです。

それでは、議案の条例本文の附則を御覧ください。タブレット 19 ページです。この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するとするものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 6 議案第 4 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 6、議案第 4 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例を整理するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、議案第 4 号について御説明いたします。説明の都合上、審議資料 2 1 ページ、条例の新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されるため、影響のある 5 本の条例について条文中の文言を改めるものです。

まず、第 1 条関係では、新温泉町個人情報保護に関する法律施行条例について、附則第 3 条第 4 項と第 5 項で懲役と規定されてる部分を拘禁刑に改めます。

次に、第 2 条関係では、新温泉町個人情報保護審査会条例について、第 1 7 条第 1 項中、懲役を拘禁刑に改めます。

2 2 ページから 2 3 ページにかけて、第 3 条関係として、新温泉町職員の給与に関する条例について、第 2 7 条の 2 と第 2 7 条の 3、それぞれ条文中の禁錮を拘禁刑に改めます。

次に、第 4 条関係として、新温泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例について、第 4 条第 1 号中、禁錮を拘禁刑に改めます。

最後に、第 5 条関係として、新温泉町非常勤の消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例について、第 7 条第 1 号中、禁錮を拘禁刑に改めるものです。

それでは、議案の条例本文の附則を御覧ください。タブレットの 2 1 ページです。第 1 項で、この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行すると施行期日を規定し、第 2 項から第 5 項までは経過措置を規定しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第7 議案第5号

○議長（池田 宜広君） 日程第7、議案第5号、新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、町民安全課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 村尾町民安全課長。

○町民安全課長（村尾 国治君） それでは、議案第5号について説明をさせていただきます。説明の都合上、審議資料24ページを御覧ください。条例の新旧対照表です。左側が現行、右側が改正案です。

このたびの改正は、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、俸給月額及び扶養手当支給額が改定されたことから、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について改正するものです。

第5条第2項第2号は消防作業従事者等の補償基礎額を改めており、第3項は非常勤消防団員等の扶養親族に係る補償基礎額の加算額を改めています。第4項は表現の改正です。

25ページの別表は、第5条第2項第1号に係る消防団員が属していた階級ごとの、勤続年数ごとの補償基礎額を改めるものです。

それでは、条例本文を御覧ください。附則でございます。第1項は施行期日で、この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。第2項は経過措置を規定しています。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 8 議案第 6 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 8、議案第 6 号、新温泉町非常勤の消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、町民安全課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 村尾町民安全課長。

○町民安全課長（村尾 国治君） それでは、議案第 6 号について説明させていただきます。説明の都合上、審議資料の 26 ページを御覧ください。第 2 条関係の別表の新旧対照表です。左側が現行、右側が改正案でございます。

このたびの改正は、地域防災力を維持するためには新たな消防団員の確保だけでなく、既に在籍している消防団員にやりがいを持って活動していただくことが重要であり、特に高齢化が進む地方においては、シニア層の活躍も重要なことから、消防団員に係る退職報償金を改正するものです。退職報償金支給額表の勤務年数区分の変更及び追加です。勤務年数区分の 30 年以上が、勤務年数区分のみ 30 年以上 35 年未満に変更され、新たに 35 年以上が設けられます。

それでは、条例本文を御覧ください。附則でございます。第 1 項は施行期日で、この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行するものです。第 2 項は経過措置を規定しています。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

6 番、森田善幸君。

○議員（6 番 森田 善幸君） この改正は本町独自のものなんですか。それとも全国的なものなんですか。

それとあと、財源ですが、そうすると、積立金の増という形になるんでしょうか。その辺をちょっと御説明お願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 村尾町民安全課長。

○町民安全課長（村尾 国治君） これにつきましては、施行令が出ておりますので、それに倣ったものになっております。全国的な改正であります。

掛金につきましては、アップ等は聞いておりませんので、向こうのほうから来ている

単価で積算のほうはさせていただいております。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。

1 番、中村茂君。

○議員（1 番 中村 茂君） 大きな異論はないわけですが、対象者というか、35 年以上の方っていうのはどれくらいおられるかっていうことを聞いてみたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 村尾町民安全課長。

○町民安全課長（村尾 国治君） 今報告を受けている団員の退職等も勘案して、令和7 年の4 月1 日時点で35 名の方が対象であります。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第9 議案第7号

○議長（池田 宜広君） 日程第9、議案第7号、新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、世代間の負担の均衡と医療制度の見直しを考慮し、高齢期移行助成に所得制限の導入等を行うため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、健康課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 朝野健康課長。

○健康課長（朝野 繁君） それでは、議案第7号、新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について説明をさせていただきます。説明の都合上、審議資料の30 ページ、タブレットの31 ページを御覧ください。一部改正の概要でございます。

1、改正理由は、提案理由と同様でございます。詳細につきましては、1月31日の民生教育常任委員会資料のとおりで、31 ページを御覧ください。

1の福祉医療費助成制度の高齢期移行助成につきましては、(2)の対象者は65歳から69歳の方で、令和6年7月末現在で1,082人、うち県補助対象は33人、町単独補助対象が1,049人でございます。

(3)の助成内容は、表を御覧いただきまして、下から区分Ⅰ、区分Ⅱが県補助の対象で、一般は町単独助成の対象です。負担割合と負担限度額は記載のとおりでございます。

欄外下側に令和５年度の扶助費の決算額と県補助の額を記載しております。県の補助率は２分の１ということでございます。

(4)の県内の実施状況につきましては、所得制限を撤廃しているのは新温泉町のみということになっております。

２の制度の課題の(1)は、町単独分に所得制限がないことでございます。

(2)は、医療制度の見直しが進められている中、町単独分の内容を据え置いていることでございます。最近のもののみ記載をしております。２点目に記載しているものは、本年８月から高額療養費制度の見直しが行われることについて記載をしておりますが、国の予算審議の中で、この見直しを見送ることを表明されていますので、この審議資料につきましては委員会資料作成時点の内容でございます。

３３ページを御覧ください。国の昨年１２月２７日の通知の別添資料でございます。７０歳未満の方の高額療養費制度の限度額の見直しについて記載されています。この見直しにつきましては先送りということになっておりますので、詳細の説明につきましては省略させていただきますが、令和７年８月から令和９年８月にかけて段階的に見直される予定でしたが、国におきましては、本年秋までに改めて制度の在り方を検討すると表明されています。見送りの正式な文書は国から届いておりませんので、新聞報道等に基づくものということでございます。

欄外下側に、米の２ということで、記載のとおりで、各区分の要件の欄に記載の年収額につきましては、目安の額ということでございます。

３４ページは７０歳以上の方の見直し予定であったものについて記載をされております。

３２ページを御覧ください。上の表につきましては、現行の負担割合と負担限度額を記載してます。高齢期移行助成の列を御覧いただきまして、一般の区分では、右側の７０歳以上一般と現役並みの区分の方より負担が少なく済む方が含まれ、７０歳到達で負担が増加する方がいるということを表しております。

欄外米印の１つ目は、各制度の区分はそれぞれ判定方法が異なっております。社会保険と国保でも判定方法が異なっておりますので、この表のそれぞれの区分の横のラインにつきましては、大体の目安ということで御覧いただきたいと思います。

３の次年度以降の方針の(1)見直し時期は、令和７年７月でございます。福祉医療の受給者証の更新時期に合わせています。

(2)見直し内容の①は負担限度額の見直しで、県補助に該当せず、かつ、次のいずれかに該当する世帯に属する方は、負担割合は従来どおり２割に据え置き、負担限度額を外来２万８,０００円、入院７万９,０００円に見直すものでございます。

対象世帯は、アの住民税非課税世帯と、イの同一世帯の６５歳以上全員の基礎控除後

の総所得金額等を合計した額が210万円以下の世帯の方です。この210万円以下につきましては、国民健康保険の高額療養費70歳未満のエの区分の判定や、70歳以上一般の区分の判定の一部に使用されている額でございます。

米印の1つ目、県補助対象者を除く70歳未満の負担限度額区分エ以下相当の方が該当しまして、全体の約76%の方が該当するということになります。相当としているのは、先ほど説明しましたとおり、医療保険制度ごとに限度額区分の判定方法が異なりますので、必ずしも御本人の限度額区分と一致するものではございません。

次の米印、負担限度額は、34ページの70歳以上の細分化後、区分10、令和9年8月からの負担限度額を設定しています。

国は高額療養費制度の見直しについて改めて検討をすることとしていますが、本町の高齢期移行助成につきましては、国が示しましたこの負担限度額を参考にして金額の設定を行わせていただいております。入院の負担区分が70歳未満エ、オの方より高い額ということになりますが、入院の場合は御自身の本来の負担限度額を利用していただくということになります。

②は所得制限の導入で、①の判定所得が210万円を超える世帯に属する方を助成対象外とするものです。米印、70歳未満の負担限度額区分ウ以上相当の方で全体の約24%が該当します。下の表は見直しのイメージで、高齢期移行助成の下線部分が所得制限での助成対象外や負担限度額の見直しを表しております。

欄外の米印、70歳未満と70歳から74歳の負担限度額は、33ページから34ページの高額療養費制度の見直し、本年8月の引上げを予定されていた場合の額を記載していますが、この見直しが見送られていますので、本年8月の段階では、70歳未満、70歳から74歳の各金額につきましては、このページの上部の表、現行の負担割合と負担限度額が据え置かれることになります。

30ページに戻っていただきまして、2、改正内容の(1)は、高齢期移行助成の対象者及び負担限度額を規定している別表3を改めるもので、表の左側が現行、右側が改正案となっております。現行の3行目、対象者の上記以外の者について、改正案の欄外下側に記載のとおり、所得制限の導入と負担限度額の見直しを行います。改正案では、先ほど説明させていただいたとおり、対象者を(1)住民税非課税世帯の方か(2)同一世帯の65歳以上全員の基礎控除後の総所得金額等を合算した額が210万円以下の方とし、負担限度額は外来2万8,000円、入院7万9,200円とします。

(2)は文言の改正でございます。

3、施行期日は、令和7年7月1日でございます。

続いて、27ページを御覧ください。条例の新旧対照表です。左側が現行、右側が改正案でございます。第2条は、後期高齢者医療制度との関係を整理するための改正でございます。

別表第3の対象者1の項は、前年の定義を整理する改正でございます。

28ページから29ページにかけての3の項が、このたび所得制限の導入と負担限度額の見直しを行う改正でございます。

それでは、議案の条例本文を御覧ください。タブレットでは28ページになります。附則でございます。第1項は施行期日で、この条例は、令和7年7月1日から施行するものです。第2項は、経過措置を規定してます。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 大要を熟知してるわけではないですが、今、国の高額療養費の見直しというか、議論が決着してる状態じゃないような気がしますし、そういう中で、今、提案されてるこの内容っていうのは特に問題はないんでしょうかね。今回直して、また直すというようなことに結果的にはなる可能性もあるということで理解したらいいんでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 朝野健康課長。

○健康課長（朝野 繁君） 高額療養費制度の見直しにつきましては、国のほうで改めて検討ということにされております。ただし、新温泉町の高齢期移行助成につきましては、申し上げましたとおり、所得制限が導入されていない。また、70歳以上の方より負担が少ないというような状況でございます。そこを見直すために、今回、条例改正をさせていただくということでございます。

負担限度額につきましては、ある一定の限度額を設定する必要があるというところで、そこを国が当初想定していた令和9年8月の額を参考に設定させていただくというものでございますので、それが変更になったとしても、この制度につきましては、当面はこの額でいかせていただきたいと思います。以上です。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

午前10時03分休憩

午前 10 時 14 分再開

○議長（池田 宜広君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

日程第 10 議案第 8 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 10、議案第 8 号、新温泉町地域活性化施設条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地域活性化施設（竹田）の利用方法の見直しを行うため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） それでは、議案第 8 号について御説明を行います。

このたびの条例改正は、地域活性化施設に指定して以来、一度も利用がない旧温泉高校を条例から外して普通財産としまして、利活用や処分について、財産処分も含めて検討できるようにするものでございます。

審議資料の 35 ページを御覧ください。新旧対照表でございますが、地域活性化施設、竹田と井土がございまして、井土のほうは旧給食センターでございますが、継続して利用がございます。ですので、第 2 条の名称及び位置としましては、竹田のほうだけを削除するものでございます。同様に下の段、別表（第 9 条関係）、使用料につきましても、地域活性化施設（竹田）につきましては、削除をさせていただき修正でございます。

議案に戻りまして、条例本文でございます。附則でございますが、この条例は、4 月 1 日から施行させていただきたいところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

8 番、河越忠志君。

○議員（8 番 河越 忠志君） 旧温泉高校の施設について、以前から漏水等、雨漏り等があるということの中で、かなり利用しにくい状況になってるということなんですけども、少なくとも維持する意向が本町にあるのであれば、一定レベルでの悪化を防止する措置が必要だと思いますし、もう解体するという方向であれば、放置するという選択肢があるのかなと思うんですけれども、その辺りについて、町としてどのような判断をされているのか、また現状を含めた説明をお願いします。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 今回、普通財産とさせていただきましたら、改めて施設の活用なり、処分についてしっかり検討させていただきたいところでございます。新年度予算で改めて検討予算についてはお願いするところでございますけれども、施設、

建物がたくさんございますので、どの建物を維持する、壊す、あるいは無償で使っていただく、処分する、そこら辺りにつきましては、しっかり検討した上で、もし残すべき施設がございましたら、しっかり修繕させていただくというところでございます。

○議長（池田 宜広君） 8 番、河越忠志君。

○議員（8 番 河越 忠志君） 現状維持、要は悪化しないという状況を保つということについて、町として把握できていないんでしょうか。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 現状、雨漏り等の状況については町として承知をしております。一方で、利用の申込みがなかなかない中、そこにコストをかけて修繕をするというところが現在の地域活性化施設の位置づけの中では難しいということで、今の状況でございました。今後、処分ということも含めながら、しっかり修繕するのか、あるいは処分するのかといったところは見極めていきたいと考えております。

○議長（池田 宜広君） そのほか、ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 11 議案第 9 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 11、議案第 9 号、新温泉町駐車場条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、湯村温泉北駐車場に自動管理システムを導入するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） それでは、議案第 9 号について御説明させていただきます。

今回の改正でございますが、指定管理者において、人手不足やスタッフの高齢化の状況がございまして、湯村温泉北駐車場の機械管理、カメラ方式によるシステム導入の提

案がございまして、これを受けて、検討しました結果、カメラ方式の機械管理が可能となるような条例の改正を行いたいものでございます。

審議資料の３７ページを御覧ください。新旧対照表でございしますが、北駐車場を機械管理とすることで２４時間の管理が可能となりますので、供用時間につきまして、湯村温泉北駐車場は終日とするというふうなところを加えさせていただいております。

また、この自動化に伴いまして、使用料の改定もございます。３８ページを御覧ください。３８ページでございしますが、カメラ方式の管理では、車両前側のナンバーを読み取ることになりますので、大型車、普通車の区別がつかない、また単車の読み取りが不可能ということで、使用区分を普通自動車と軽自動車に限定させていただきたいと考えております。ですので、別表第２２、第３条関係でございしますが、北駐車場につきましては、単車の使用料の区分を削除、それからマイクロバス、大型自動車につきましても削除をさせていただくということになります。

なお、下段の改正案の第５項でございしますが、上限額を設定しておりまして、北駐車場の入庫から２４時間までの最高限度額は６００円とし、２４時間経過した時点で再入庫したものとして取り扱い、それまでの使用料に加算し、以降２４時間ごとに同様とするという規定でございまして、これは２４時間の６００円を繰り返し適用すると。２４時間たった後に１００円ずつ加算されるということがないようにするというふうなところの規定でございます。料金につきましては、近隣の薬師湯の駐車場とのバランスも鑑みて設定をしております。

また、あわせて規則の改定もございます。資料の３９ページからでございしますが、４０ページをお願いいたします。現行、規則の中では、駐車の許可は、駐車券の交付により行うとしておりますけれども、自動化に伴い、駐車券の交付がなくなりますので、改正案としましては、駐車券の交付または車両ナンバー認識システムにより自動車登録番号標を認識することにより行うというふうな改正をさせていただきたいと考えております。

条例の本文に戻りまして、この条例でございしますが、機械の導入に一定程度日数がかかること、また、料金の改定もあり、周知期間が必要なことから、施行を５月１日からとさせていただきたいと考えております。

また、附則の中で、使用料徴収条例につきましても、改正について記載させていただいております。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

１４番、中井次郎君。

○議員（１４番 中井 次郎君） ちょっと何点かお尋ねいたします。

従業員の高齢化っていうのはどんな状況なんでしょうか。私の聞いたところでは、定

年を迎えるのはお一人のようですけども、その他の職員についてはどんな具合なんでしょう。

それから、効率化ということでございますけども、実際にこの車両ナンバーの認識システムですね、導入する費用は一体幾らかかるのでしょうか。それと、従来と同じ形態で行った場合の当然金額があるわけですけども、それらを教えていただきたいと。

それからもう一つは、従業員への通知はもうされましたか。これについては、労基法の第20条に違反するおそれがあるのではないかと、従業員には一切知らされておられません。こういうシステムになるよというのではないんです。

それと、これはこれまでと同じサービスができるのかどうなのか。除雪の問題ですね。それから、これはサービスでやってるんですけど、道案内とか、学校行事なんかで臨時駐車場として使うわけでして、そのときには極端に台数が増えるわけですけども、これらについてはどういうことになるのでしょうか。その点をまずお答えください。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 従業員の高齢化でございますが、主に70代半ばのパートの方々に運用いただいております。3年後、5年後の見通しがなかなか立たないという状況でございます。40代の方お一人いらっしゃいますけれども、退職予定というふうに聞いております。

また、導入につきましては、運営会社のほうで機器の設置をいただきますので、特にイニシャルのコストについては必要がございません。効率化により、指定管理料につきましては下げさせていただける予定でございます。

なお、東駐車場も残りますし、一定程度の雇用は残ると考えております。従業員の年齢の上昇に合わせた形でしっかりフォローはしていただきたいと思っておりますけれども、労基法については会社のほうで御対応いただく内容というふうに考えております。

なお、学校行事等、臨時的な、あるいは減免等の対応につきましては、事前のナンバー登録等で可能となっております。以上でございます。

○議長（池田 宜広君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 私は、夢公社をつくったきっかけは、雇用の確保ということが一つあるわけですし、これまで、私もずっとあそこに止めておりますので、従業員らから話を聞くと、要はずっとこれまで人がおらんということで、退職しても、そのまま続けておったという方が2人おられるわけですけども、全体で6人おられて、本当にまだ知らされていないということで、結構皆さんが怒っているんですね。何で、いわゆる人が必要になれば、拜む、頼むでいてほしいと言いながら、ところが、さっさともう今回は雇用がなくなる。そういったことが、それに対する対応もちゃんとすべきではないかなと思うんです。

それと、通知は、問題については会社のほうで対応せよというお話ですけど、夢公社から言われたのが、このシステムを導入したいということで言われたのかも分かりませ

んけども、これについては、やっぱりきちっとした、町として対応を取らす必要があるのではないかと。今、町が51%の株を持ってる、そういう夢公社でありますから、それで、皆さんもよく御存じですし、そういった対応は、きちっとした対応、いわゆる労基法の第20条に基づくちゃんと通知を早急にするべきだと思いますけども。そして、定年退職以外の方、6人のうち1人は定年でお辞めになるそうではありますが、あともうお一方は職場を替えられる、職場ってのは別の企業に行かれるということであります。あとの要は3人、4人ですか、4人の方についてのやっぱり職場については、きちっとした確保をされるように対応してほしいと思います。

それからもう一つ、今、カメラによるっていうことですから、そこら辺が少しよく分からないんですけど、私自身も月ぎめで止めているんで、その集金だとか、そういう云々なり、いわゆる料金あたりはどうなるのか、どこに払うのか、少しそこら辺のところを説明をしていただけませんか。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） まず、雇用についてでございます。

直接的に私どもが会社の従業員にどうこうと言えるところはなかなかございませんが、令和7年度当初につきましては、4名体制は維持をして、東駐車場等の管理、また、北駐車場につきましても、清掃等の業務残りますので、そういったところでお願いする予定で、4月1日の段階では70代3名、60代1名というふうな体制になるという見込みと聞いております。会社からの通知というところで、51%の株主というお話もございましたけれども、株主から従業員に通知をするというふうな状況はございませんので、あくまでも株主として、しっかり会社の運営を法にのっとってやっていただくように会社のほうに御指導、お願いさせていただくというところで考えております。

なお、カメラによる方式でございますが、ゲートは設置をいたしません。入り口に設置されたカメラで入庫時に車両ナンバーを撮影いたします。システムで認識しまして、データベースにナンバーが登録されると。利用される方は、駐車場内の精算機で現金なり、キャッシュレスでお支払いいただくと。このたびの機械の導入により、キャッシュレスの導入も可能となりますし、会員といいますか、駐車場の利用の会員に対してイベント情報等の情報発信も可能になるというところでございます。そういったところで、月ぎめについてもこれまでどおり使っていただけるということで、条例のほうでは月ぎめの改正は行っておりません。以上でございます。

○議長（池田 宜広君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 4人の方の雇用は一応確保されるということで、それは了解いたしました。

ぜひ内容的に、これからの湯村温泉の駐車場ですから、やはりお客さんが相当来はりますし、それからバスも1か月に何台かは入るんです、どうも見てたら。そういう中で、入り方が大変なちょっと苦勞をかけるような内容になっている、そういったことについ

てもきめの細かいやはり対応をしていただきたいと思います。そのことを申し上げておきます。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 料金の支払い方式、また車両の区分等変わりますので、地元の方々、高齢の御利用者の方々にも大変ちょっと不安といいますか、利用の仕方が分かるまで不安を与えるところがあるかと思います。しっかり対応できるように、町としても、また指定管理者としても努めていきたいと思っています。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

4 番、米田雅代君。

○議員（4 番 米田 雅代君） ただいまのに関連するのも分かりませんが、これは今、駅前でされているカメラ方式の分とは違うという認識でよろしいのでしょうか。今、駅前の分でちょっと苦情をいただいてまして、誰でも使いやすいという格好なんだけども、使い方が分からない、スマホの使い方が分からないとか、そういうふうな言い方をされておりまして、これは、カメラがナンバーを認識をして、それで、帰るときに言って言ったらおかしいですけども、出るときに利用する金額とか、そういったものを支払うというようなやり方なんですかね。

それと、あともう 1 点は、この駐車場について今ありましたけども、地元の方とよその方とどれぐらいの割合でまず使われているのか、その辺ちょっと教えていただきたいです。お願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 駅前と違うかというお話の中で、ちょっと駅前の駐車場の設置は J R によるもので、私どもちょっとよく理解してない部分ございますけれども、北駐車場におきましては、現金でしっかりお支払いいただける機械でございまして、出庫される前に精算機でお金を払っていただくというところでございます。ナンバーのほうの管理につきましては、あくまでもお金を払わずに出ていかれる方の対応ということで、物理的に何か車を止めてしまうとか、ロックしてしまうとか、そういうことではございません。駐車場、近年、どちらもそういったゲートや車両のロックがなくなって、自主的にお支払いいただくと、でないと、データベースでしっかり管理されるというところがございますので、そこはもうほぼほぼ全ての方がしっかりお支払いいただけると考えております。

なお、従業員につきましては、東駐車場の管理も含めて、先ほど申しましたように 4 人おりますので、また最初の施行の 5 月 1 日までの期間もございますので、しっかり御案内させていただこうと考えております。

それから、地元とよそからのお客様のというところの比率というのが、ナンバーの計測まではできておりませんが、定期利用の件数が、令和 5 年でございまして 6 0 4 件、売上中の定期券の比率が 6 8 % というふうな状況でございまして、地元の方にも

非常によく利用していただいている駐車場というふうに考えております。以上です。

○議長（池田 宜広君） 4 番、米田雅代君。

○議員（4 番 米田 雅代君） 維持費に関しては、町には全く負担がかからないというような認識でいいのかということと、この機械といいますか、の維持費という部分ですね。

それと、先ほど駅の場合は、必ずクレジットカードとか、そういった分で引き落としをされるっていう形になってるんですけども、今おっしゃられた場合だったら、ただ単にナンバーが控えられているっていうことで、例えば精算せずに帰った場合、そういった場合っていうのはどのような形で料金を請求できるのでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） ちょっと質問が飛んでしまいましたけども、まず、料金の請求のほうについてでございますけれども、現在、指定管理者のほうで導入を予定している設備のメーカーというのは、全国でも最大手のメーカーといいますか、一番大きなところを想定されております。全国的なネットワークでそのナンバーが不払いの車両というふうに認識されてしまうと、恐らく全国どこに行っても、駐車場に止めにくいというふうな状況が発生すると思われます。頂けなかった料金については、その機器のメーカーといいますか、そちらで対応いただくというふうなところになっております。

維持費につきましては、現状、指定管理料を 9 0 万円程度、これで減額できるものと考えております。以上です。

○議長（池田 宜広君） ランニングコストというか、そういうのは全くっていうことだったけど。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 基本的に、精算機等につきましてはリース契約になりまして、機器の所有権は運営会社にあるということで、その中で運営会社のほうで集金等の業務もやっていただくと。また、24 時間のコールセンター等でトラブル等の対応もしていただくと。運営会社の管理料としては、大体でございますが、月 18 万円程度を想定しております。その中で、コストが非常に下がる部分もございまして、使用料につきましても少し増額が見込めるところもございまして、指定管理料としては、町から夢公社に払う金額としては約 9 0 万円のマイナスということになります。

○議長（池田 宜広君） 4 番、米田雅代君。

○議員（4 番 米田 雅代君） ということは、その運営会社との契約は、町ではなくって、その指定、夢公社がされるっていう認識でいいんですか。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） おっしゃるとおりで、あくまでも指定管理の中で、指定管理者と運営会社が契約をして、実施していただくということになります。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

8 番、河越忠志君。

○議員（８番 河越 忠志君） 今のお話の中で、実際の使用料金っていうのは町に入る形なのか、それとも、運営会社そのまま収納されるということなのか。売上げによってそのシステムを運営していくというふうに私は理解するわけですが、実際に従業員がお二人減るということであれば、実際の、今まででいったら売上げですね、その売上分が町には入らなくなってくるということになろうかと思うんですけども、その辺の対比、あるいは設備を設けた後に、更新自体をどれだけの期間でされるのか分からないんですけども、その間に一定レベルで結局、夢公社が運営会社と契約するという形になったときに、例えばリース期間が、例えば５年とか終わったときに、もう解約して、ほかの事業者と契約をし直すようなことができるのかどうか。要は縛られて、次にはもうこちらは一方的に相手の条件をのまなきゃいけないような状態にならないのかどうか、その辺りの歯止めについての検討はされてるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） まず、指定管理者から運営会社へまた部分的に委託をするということになるわけでございます。精算機につきましては、先ほど申しましたようにリースということで、ですので、精算機の所有権としては運営会社ということになります。一方で、もともと指定管理でございますから、利用料が町に入ることはなく、利用料と人件費、管理費等を相殺した中で、さらに町から指定管理料をお支払いしているという状況でございますので、料金が町に直接入らないという状況はこれまでどおり変わらない状況でございます。

なお、この運営管理につきましては、条件については駐車状況、利用状況も含めてしっかり見直しをしていくというふうなところは、そこは指定管理会社と運営会社だけでなく、町もその話に入らせていただいて、しっかり条件的には問題のないように進めております。

○議長（池田 宜広君） ８番、河越忠志君。

○議員（８番 河越 忠志君） ちょっと私の表現が悪かったです。要は、使用料について、指定管理者である夢公社のほうに入らずにリース会社のほうに行くのか、あるいはもう、料金は入ってくるけども、使用料としての管理費で運営されていくという、要はリース料だけで運営会社はやっていくということになっていって、それを結局、夢公社が負担するということになるのかどうか、その辺りについてはいかがでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 駐車場の利用料金、集金も含めて、まずこれは一旦運営会社に入ります。現状、この北駐車場、経営上赤字でございますので、料金が運営会社に入るだけでは不足をします。その部分につきましては、指定管理者から運営会社にさらに支払うと。ただ、この金額がかなり圧縮されますので、現状の指定管理料と比べて大きな減額ができるという状況でございます。

○議長（池田 宜広君） ８番、河越忠志君。

○議員（８番 河越 忠志君） ということは、夢公社から運営会社に支払う金額っていうのは固定されてないと思えます。リース料っていうのは、契約したら、その一定期間の中で変動しないというのが原則だろうと思うんですけども、実際に夢公社がその運営会社に支払う金額っていうのは固定されてない。まして、今回の場合、バスとか大型車の認識ができないから同じになると、料金も一緒になる。単車とかについても同じ。だから、単車等についてはもう利用がなくなってくる可能性もあるし、場合によって、先ほどそのまま支払わずに出たっていう場合のことをおっしゃられましたけど、ナンバーを隠して入ったらどうなるのかなというあたり、ナンバーを認識できないわけだけでも、要は監視カメラがあって、それを追跡されるのか、それも全て、運営会社が要は費用収納の責任があるので、そちらにもう委任したままでいいという格好になるのか、その辺りが、夢公社の立場と、町が夢公社に指定管理をするのと、何かとっても複雑な状況が、要は三者の形が出てくるんですけども、その辺りについて、町としての位置づけが、果たして夢公社にとってもいいのか、要は本町にとってもいいのか、その辺りが、夢公社は減るからいいっていう表現はされたんですけども、今回の説明の中で人件費が２０％上がったっていう説明をされたんですね。私はその２０％合ってるのかなというちょっと疑問もあるんですけども、その辺りの中で、夢公社がやりにくくなったりすることが起こらないのかなという気がするんですけども、その辺りについてのフォローはできるような形になってるんでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） まず、現在の概算の積算でございますが、機械のリース料、また毎月のコールセンターや集金等々、あるいは駐車場の空き情報のネットへの掲載等の中で、おおよそ３２万円程度、毎月必要経費がかかるという積算をしております。これに対して、料金の収入見込額が２１万円という試算でございますが、差引き１１万円が管理費として指定管理者から運営会社に出ていく費用で、これについては固定ということで、運営会社と指定管理者のほうで契約を一旦させていただく方向であります。この固定でございますけれども、今後、たくさんもうかるか、やっぱりちょっとしんどいかっていう中で、当然、見直すべきことが出てくるかも分かりませんけれども、町としましては、この数字であっても、現行の費用よりもかなり落ちるところ、また、本当は費用だけのためではなくて、７０代になっても、何とか引き止めて仕事してもらわなあかんという状況が一番指定管理者として苦しい状況でございますが、そこも鑑みた中で、現状では、こういった形で運営会社をお願いをして、運営いただくというところが最善の方法というふうに考えております。

ただ、地域でしっかり管理していただきたいということもございますので、町と運営会社の直接契約ではなく、夢公社にしっかりそこに入っていて、地域に何らかの形で、学校利用とか、そういったところへの配慮をしっかり欠かさぬようにやっていただくということもあって、今回の三者でといいますか、町は直接契約には絡みませ

んけれども、三者が入った形で運営していくということで考えております。

○議長（池田 宜広君） そのほか、ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 1 2 議案第 1 0 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 1 2、議案第 1 0 号、新温泉町緑地健康増進施設条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町緑地健康増進施設の管理及び運営の見直しを図るため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） それでは、議案第 1 0 号について御説明させていただきます。

今回の条例改正でございますが、草太園地のバンガロー解体と併せまして、ほかの施設につきましても、現状に合わせてこの条例の改正をさせていただきたいものでございます。

審議資料の 4 1 ページを御覧ください。4 1 ページの名称及び位置、第 2 条でございます。新旧対照表でございますが、現行、管理所という施設が丹土字愛宕山 1 1 3 3 番地ということでございますが、こちらにつきましては、牧場公園の山頂、タワー横の建物で、実際には倉庫のような状態で供用されておりません。また利用もございません。現状に合わせて、こちらにつきましては、改正案のほうで削除をさせていただきたいと考えております。

また、使用時間につきましてですけれども、テニスコートにつきましては、こちらも現状の牧場公園の利用時間等々と合致しておりませんので、こちらにつきましては午前 9 時から午後 5 時までというふうに規定させていただきたい。また、ナイター設備も今、利用されておりませんので、こちらにつきましても削除をさせていただきたいというふうに考えております。

また、(2)の草太園地でございますけれども、管理所及び草太園地の管理所につきましては、先ほども申しましたように、実態がございませんので、削除をさせていただきます。

また、利用時間でございますけれども、こちらも利用実態、管理の実態に合わせまして、草太園地につきましては、午前9時から午後5時までで、広場でのテント使用の場合は午後1時から翌日午後0時までということで、これも、もともとは午後1時から午後1時となっておりますけれども、実態に合わせて改正させていただきたいと思います。

草太園地バンガローでございますが、バンガローにつきましては、解体のため、削除させていただきます。

それから、第8条でございます。使用の許可につきましては、管理所を削除させていただきたいと考えております。

続きまして、次のページ、42ページでございます。使用料条例にも影響がございますので、併せて改正をお願いいたします。先ほどの牧場公園のテニスコートのナイター設備でございますが、使用料の規定がございますが、こちらも実態がございませんので、削除をさせていただきたいと考えております。

また、草太園地でございます。管理所という名前があれこれ出てきて、ちょっと重複してややこしい部分ございましたので、草太園地の会議室につきましては、管理所会議室ではなく、管理棟会議室というふうに名称を変えさせていただきます。また、バンガローにつきましては削除をさせていただきます。炊事器具のレンタルも実際はございませんので、こちらにつきましても削除をさせていただきます。一番下の管理所につきましては、こちらは牧場公園の山頂の部分ですので、こちらにつきましても削除をさせていただきます。なお、備考欄に、先ほど申しました利用時間等について、改めて記載をしている状況でございます。

議案のほうに戻りまして、条例本文でございますが、附則でございます。この条例は、4月1日から施行させていただきたいと考えております。

また、あわせて使用料条例につきまして、御説明させていただいたとおり、改正させていただきたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 13 議案第 11 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 13、議案第 11 号、新温泉町使用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、第 1 種精神障がい者の介護者について、温泉入浴施設等の割引を適用するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。内容につきまして、商工観光課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） それでは、議案第 11 号について御説明させていただきます。

このたびの改正は、精神障害者福祉手帳につきまして、第 1 種、第 2 種の区分を行いまして、JR などの鉄道会社では、この第 1 種、精神障害者保健福祉手帳の第 1 種をお持ちの方につきましては、介護者の運賃も割り引くという制度が鉄道会社のほう、4 月 1 日から始まります。町内の温泉施設等の施設につきましても、この鉄道利用の割引に倣って割引制度を制定しておりますので、鉄道利用のこの精神障害者保健福祉手帳の第 1 種の介護者の割引、これを町内の温泉施設にも導入するために、今回、改正の提案をさせていただきます。

なお、施設が福祉課所管等にもまたがりますので、一括でこちらのほうで御説明をさせていただきます。資料のほう、44 ページを御覧ください。44 ページ、別表第 7 は、高齢者いきがい施設「ユートピア浜坂」についてでございます。アンダーライン部分、前記手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第 1 種と記載されている者の介護者及び精神障害者保健福祉手帳を有する者ということで、精神障害者保健福祉手帳につきましては、介護者の規定がなかったものを、新しい改正案では、精神障害者保健福祉手帳を有する者及び前記手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第 1 種と記載されている者の介護者というふうに、介護者を含めさせていただくという改正でございます。

なお、同様の改正を、45 ページでございますが、別表第 9、リフレッシュ館・森林総合利用促進施設・新温泉町民プールということでリフレッシュパークゆむらに対して、また、46 ページでございますが、湯村温泉観光交流センター薬師湯について、それから 47 ページでございます。別表第 38 でございますが、牧場公園第 1 ペアリフトにつきまして、それから 48 ページでございます。七釜温泉ゆーらく館につきましても同様に使用料の改正を行わせていただきたいと考えております。

条例本文に戻りまして、附則でございます。この条例を 4 月 1 日から施行させていた

だきたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 1 4 議案第 1 2 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 1 4、議案第 1 2 号、新温泉町鳥獣処理施設条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町鳥獣個体一時保管施設の整備に伴い、新温泉町鳥獣処理施設との一体的な運営の推進を図るため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、農林水産課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） それでは、議案第 1 2 号、新温泉町鳥獣処理施設条例の一部改正について御説明をさせていただきます。説明の都合上、審議資料 4 9 ページをお願いいたします。

現在、塩山地区で運営されております鳥獣処理施設について、令和 7 年度からの指定管理者の運営への切替えに合わせまして、令和 7 年 4 月から稼働予定の鳥獣個体一時保管施設を一体的に運営するとともに、地域資源の利活用のさらなる拡大を図るために、施設条例及び施行規則の所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表でございます。左が現行、右が改正案でございます。まず、第 1 条、5 行目に「及び新温泉町鳥獣個体一時保管施設」を追加いたします。第 2 条の表の名称に新温泉町鳥獣個体一時保管施設を加えまして、所在地もそれぞれ追加をいたします。

次に、第 3 条、1 行目でございます。「用原材料」とありますのを「又はジビエとして利活用」、2 行目の「鳥獣個体の一時保管並びに」を追加をいたします。また、その後「及び加工」を追加をいたします。

議案に戻っていただきまして、タブレット４０ページでございます。附則として、この条例は、令和７年４月１日から施行するとしております。

次に、新温泉町鳥獣処理施設条例施行規則の一部改正についてでございます。

審議資料の５１ページをお願いいたします。この規則は、新温泉町鳥獣処理施設条例の施行に関し、必要な事項を定めるもので、鳥獣個体一時保管施設の供用開始に当たりまして、受入れ時間及び休館日の制定が必要なため、所要の改正を行うものでございます。

施行規則の新旧対照表、左が現行、右が改正案となります。第３条第１項及び第２項の内容を、施設ごとの受入れ時間及び休館日として表にまとめて追加をいたします。まず、１行目は、既存の新温泉町鳥獣処理施設でございます。２行目に新温泉町鳥獣個体一時保管施設を追加をいたします。

受入れ時間として２つに区分いたします。上下２段となっておりますが、上段を期間４月から１１月といたしまして、午前５時から午後７時までとしております。下段を期間１２月から３月までといたしまして、午前７時から午後５時までとしておりまして、休館日はなし、バーという表示をしております。

次に、第３項の下線部の内容を第２項に改め、第３条第３項を削ります。この変更によりまして、第５条及び第８条中の第３項を第２項に改めます。

５０ページでございます。附則といたしまして、この規則は、令和７年４月１日から施行するとしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

７番、浜田直子君。

○議員（７番 浜田 直子君） 新温泉町鳥獣処理施設なんですけど、休館日とありますが、今まで土曜日も休みだったのが、土曜日を開催するようにしてくださるということですね、これ見ると。

それと、新温泉町鳥獣個体一時保管施設ですけど、この規則は、令和７年４月１日から施行とありますので、もう４月１日から利用できるということですか。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 休館日についてでございますが、鳥獣処理施設につきましては、引き続き土曜日も稼働するという運営体系でございます。

一時保管施設につきましては、令和７年４月１日から稼働予定ということで準備をしております。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

４番、米田雅代君。

○議員（４番 米田 雅代君） まず、ジビエとして利活用っていうふうな部分が入って

おりますが、今まではペットフードという形の中で、今度、ジビエで人の食料といいですか、それとして活用されるっていう話になってきたら、ちょっと私、詳しくないから分からないんですが、保健所とか、そういった部分の許可、許認可が必要になってくるのかどうなのかという部分と、今、受入れ時間のほうで、例えば今度できた一時保管施設なんですけど、午前5時から午後7時まで、それから12月、3月は午前7時から午後5時までっていう格好になっていて、その時間だけしか使えないよという形で、例えば施錠されるとか、もう受け入れできないよという格好でされるのかどうなのか、一応そこをお願いします。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 今回の条例改正によりまして、これまでペットフードの解体処理だけであったんですけども、ジビエとしての解体、利活用ということで条例の内容を改正しております。これは、指定管理者の運営に切り替えることによりまして、指定管理者のほうから、持込み個体をジビエの利活用というような提案もいただいておりますので、将来的に施設がジビエの解体処理にも運用できるように条件整備を行うものでございます。ただし、現在、施設のほうは食肉用の解体施設としては手続を行っておりません。今後、指定管理者のほうが、ジビエの解体、こういった運営ができるような準備が整った段階で、食品衛生法の手続であったりとか、施設のほうの改修ですね、そういったことも必要に応じて、令和8年度以降というふうに想定しておりますけども、対応してまいりたいというふうに考えております。

あと、受入れ時間につきましては、先ほど一時保管施設につきましては、2段階で時間の設定をさせていただいております。これは、狩猟法の中で夜間の狩猟が禁止をされております。日の出から日没までという間の中での動物の捕獲ということになりますので、季節ごと、日の出であったり日没の時間に合わせて、2段階に設定をさせていただいたというところでございます。その時間内で施設のほうには持込みをしていただくということでございます。

○議長（池田 宜広君） 施錠は、施錠はということとは。

○農林水産課長（原 憲一君） 施錠、はい。一時保管施設につきましては、具体的に施錠をどうするかというのは、今後、最終的に指定管理者のほうと最終調整はいたしますけども、厳重な施錠をして、一々開け閉めしてというようなスタイルでの運営管理は考えておりません。監視カメラのほうで施設の管理をいたしまして、持ち込みされた方がシャッターを開けて、冷凍庫のドアを開閉、開閉といいますか、開けて、個体を持ち込んでいただくと、それをカメラで監視して、管理をするという形態でございます。

○議長（池田 宜広君） 4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） では、将来的にジビエで活用されるっていうのは、指定管理者でしたっけ、指定管理者の方が、ごめんなさい、言い方が悪い、あくまでも町のほうがそういう施設だとか、そういったふうに、もしも改築しなければならないという

話になってきたら、それは町のほうがやっていく、それで町のほうが保健所とか、そういった部分の許認可をきちんと受けていく、そういうふうな形を整えていって、使っていただくっていう形になるのかどうなのかということと。

要するに、今度、一時保管の件なんですけども、入れた人は何も、記録だとか何もしなくてもいい、これ自分が持ち込みましたよみたいな格好の記載とか、そういったものは全く必要がないっていうような認識でいいでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 施設のジビエ受入れに係る改修であったり、手続の関係でございますが、負担の方法はまた今後調整いたしますけども、町が負担して、施設の改修費を支出するということで想定をしております。手続についても、施設自体は町の施設でございますので、町のほうで手続するということで、指定管理者との調整をしながら手続するように考えております。

あと、持ち込み時の捕獲者の方の記録でございますが、伝票の書き込みをしていただく、様式であったり、内容は今、調整中でございますが、伝票を書き込んでいただいて、個体を持ち込んでいただくというスタイルで考えております。

○議長（池田 宜広君） 4 番、米田雅代君。

○議員（4 番 米田 雅代君） であつたら、一応取りあえず、今回は条例だけ変えて、ジビエとして提供できるようにするけども、それから以後の工事であるだとか、そういったものに関しては、次年度から考えるっていうような認識でよろしいでしょうか。

それと、あくまでもこの受入れ時間というのは、まあ、言えばって言ったらおかしいですけども、入れる方がこの時間を守ってくださいねっていうような形になろうかと思うんですけども、そういうような認識でよろしいですか。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） ジビエの解体施設としてのタイミングといいますが、スケジュール的なものですけども、まずは令和7年度、指定管理者の運営に切り替えることで、これまでどおりペットフードの解体施設として運営を軌道に乗せてもらうというのが先決だと考えております。その中で、ジビエの解体、ジビエとしての利活用としても提案をいろいろしていただいておりますので、運用の状況を見ながら、次のステップとして、ジビエの利活用、必要な改修であったり、手続ということを、タイミングを考えていきたいと考えております。

あと、持込みの時間でございますが、先ほど申し上げましたように、監視カメラのほうで管理をするという形でございます。当然、その前段で持込み時間は何時から何時までということは捕獲員の方には周知して、徹底していただくようお願いはする予定にしておりますけども、持込み時間、守られないということがないように周知徹底を図っていきたいと考えております。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

8 番、河越忠志君。

○議員（8 番 河越 忠志君） 一時保管の施設なんですけれども、1 つは、監視カメラだけで管理されたときに、実際にペットフードにする場合でも、持込み個体について一定レベルの新鮮さとか、そういったものが条件になってて、受け入れてもらえないということが今まであったと思うんですね。その辺りがカメラで全て管理できて、この人がこう持ってきて、これが悪かったから持ち帰ってもらうとかいうようなことが起こってこないのかなというのをちょっと心配するんですけども、その辺りについての手だて、要は防止策ということが練られているかどうか。

それともう一つ、ジビエという形で、施設改修とかをやるときに、もう指定管理者ではなくて、実質的に町が何らかの形で費用を負担するとしたときに、現在準備されてる奥八田小学校を使っただけのジビエの事業をされる、事業者になるわけですけども、そちらとの関連性とかいうものについてはどんなふうに考えていくかということも十分準備しとかなないと、対応が、奥八田はもう完全に事業者の方が回収して準備する、一方で、今度の施設については、要は、塩山の施設については町がってということになると、不公平な部分が出てきたりすると思うんですね。その辺りについての考え方っていうのは、もう既に、何らかの方針っていうのは練られてるのかどうか、その辺りの2 つお聞きしたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） すみません、話が、既存の施設と一時保管施設の話がちょっとごっちゃになった部分がありましたので、ちょっと整理させていただきたいんですけども、今回追加いたします一時保管施設については、無人、監視カメラで運営ということで、既存の鳥獣処理施設につきましては、解体をする鳥獣処理施設につきましては、これまでどおり有人の運営で考えております。そこは、ちょっと施設ごとで管理の形態は異なるということになります。

あと、ジビエの受入れについて、個体の状態によったら食肉で受け入れできない個体もございますので、その辺りをということなんですけども、当然、ジビエということになりますと、血抜きであつたりとか、鮮度の問題もございますので、その捕獲者と施設の受入れの連絡体制であつたりとか、そういったものも確認しながらジビエの受入れ、どのように受け入れるかということを今後調整していく必要があるというふうに考えておりますし、奥八田地区で整備されております民間のジビエの施設の運営につきましても、今後、この処理施設のほうでジビエの受入れが可能な状況になった場合には、受入れ体制を調整いたしまして、どのような受入れ体制、運営が適切かというようなことも、指定管理者と調整を図りながら準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（池田 宜広君） 課長、1 個目の分のカメラの件で、腐敗とは言わなかったけども、腐敗等が始まるような個体が入った場合どうするのと。そこ、カメラだけで管理できますかということを、あっちのストックの分ね。

どうぞ。

○農林水産課長（原 憲一君） 個体の状態ですけども、定期的に持ち込まれた個体は塩山の施設に移動をかけます。その時点で、受入れ伝票であったりとか、個体の判別というのは、どなたが持ち込まれた個体かというのは分かるようになっておりますので、あまりに状態が悪いような個体が持ち込まれた場合は、その方に注意をするというようなことで、そういったことがないように運営を図ってまいりたいと考えております。

○議長（池田 宜広君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 受入れ伝票も無人の中でされるということなわけですけども、いずれにしても、事業者がそういったものを持って入ってもらって、塩山で処理することができないようなものが持ち込まれるようなことがないようにしなきゃいけないと思うんですね。それが事前にストップができますかということをお聞きしたんですけども、今のであれば、持ち込まれたものを、実際に持って入られた人を監視カメラで管理して、その人に返しますよというところで、それで大丈夫ですかというのが、まず一つ。

それと、もう一つは、お聞きしたのは、今、奥八田小学校を利用してされるジビエの事業と、今回の塩山でもしもジビエを扱われるようになるとして、その施設を町の費用をかけて改修するっていうことになったときに、その改修することによって、何らかの改修費用が町に返ってきて、要は、町が、無駄っていうか、余分な費用をかけたことにならないようになればいいわけですけども、その関連性の中で単純に町が指定管理者を支援するっていうことだけでやるとなると、町の持ち出しだけが増えたっていうことになるので、その辺りについて方針を検討されていますかというのが2つ目の問いだったわけです。改めて御答弁をお願いします。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 持込み個体の関係でございますが、今現在も、状態の悪い個体持ち込まれないように捕獲員の方にはお願いをしとるところでございますし、新しくできた施設にそういった個体が持ち込まれた場合、どなたが持ち込まれた個体っていうのも判別できるように、記録を取るようになっておりますので、その場合は連絡をして引き受けていただくとかというような対応になろうかというふうに考えております。

あと、ジビエの解体施設として今後町が施設に手を加えていく場合の費用の関係でございますが、奥八田地区で整備される施設の運営状況、例えば、受入れ範囲をどの範囲で受け入れられるとかというようなことで、競合して施設自体の運営が無駄にならないような形で、運営方法も含めて調整をしたいと考えております。

○議長（池田 宜広君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） ジビエの事業が2か所で起こったときの調整ではなくて、一方に対する町の支援と、一方に対する町の支援の内容に差があってはどうかかなと

いうことの中で、塩山の施設に費用をかけるとしたときに、その辺りの均衡をどのように保たれますかっていうのが私のお聞きしたい内容なんですけども、それについて、分かってなければ、もう準備してないということでもいいし、準備してるのであれば、その方針についてお聞きしたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 奥八田地区で整備をされている施設との町としての支援の均衡ということに、そういうふうに理解をさせてもらったんですけども、そもそも施設自体が、奥八田地区の場合は民間の施設ということになりますし、今回、塩山地区の施設については町の施設ということになります。町の施設として必要な改修であったりとか、そういったものは行っていく必要がある、町の施設として適切に運営できるように手を加えていく必要があるということでございますし、民間の事業者に対する支援というのは、またちょっと考え方が異なるのかなというふうな理解をしているところでございます。

○議長（池田 宜広君） そのほかありませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

午前 11 時 18 分休憩

午前 11 時 28 分再開

○議長（池田 宜広君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第 15 議案第 13 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 15、議案第 13 号、新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新たな診療科目を設け診療を行うため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、公立浜坂病院事務長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

す。

○議長（池田 宜広君） 宇野浜坂病院事務長。

○浜坂病院事務長（宇野喜代美君） それでは、議案第 13 号、新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりです。

まず初めに、説明の都合上、審議資料 53 ページ、新旧対照表を御覧ください。右側が改正案です。第 3 条第 2 項第 7 号に精神科を加えるものでございます。現在、公立浜坂病院で標榜する診療科は、6 つの診療科がございまして。内科、外科、小児科、整形外科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科の 6 つでございまして。

このたび精神科を標榜するに至った経緯について御説明をさせていただきます。現在は、町内に精神科医療を受けられる病院がございませんで、新温泉町にあります障がい者自立支援協議会が令和 4 年 7 月にアンケートを行いました。地域で暮らす精神障がい者、自立支援医療（精神通院）受給者 167 人に対し、実態把握のため、通院に対するアンケート調査でございまして。それを実施しております。そのうち、回答者の半数以上が、医療機関が遠く、通院に時間がかかる、4 割の方が体力的にしんどいと答えられて、また、回答者の 7 割においては、町内の医療機関に精神科が欲しいと回答をされたようであります。精神科外来受診の際、医療機関の予約も 3 か月先というような状況もあり、町内における精神科医療のニーズが高いことが分かりました。さらに、高齢化に伴いまして、当院での入院患者をはじめ、高齢者の多くの方は認知症をお持ちです。現在、当院では、神経内科で月 1 回診療を行っておりますが、そこは引き続き神経内科も行いながら、入院患者を含めて、精神医療ニーズは高まっている状況ということになっております。また、一方で、香住病院においては、令和 3 年 5 月から豊岡病院から支援を受けて精神科外来を行っており、そこに、新温泉町の方が香住病院に通っている患者もおられるということも分かり、香住病院も徐々に患者が増加傾向にあるという中で、新温泉町での精神医療体制の確保について、豊岡健康福祉事務所長にも御助言、御協力をいただく中で、町担当課、院内などで検討、協議、調整を重ねてまいったところであります。

本年度に入りまして、昨年 11 月ですが、豊岡病院へ支援を依頼しましたところ、以降、協議、調整を図ってきております。このたび、新年度から精神科医師を派遣いただけることで、先月 2 月ですが、協議が調いました。第 2、第 4 金曜日の午前中、香住病院の午後の診療枠の日の午前中ですが、9 時半から 12 時、完全予約制で行う予定としております。主には、症状の安定されている統合失調症であるとか、気分障がいなど、精神的な症状をお持ちの患者を診ていただく予定にしております。

そこで、このたび、新たに診療科目の標榜を設けるべく、このたびの条例の一部改正を御提案申し上げるものでございます。条例本文に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。どうぞよろしく

お願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 16 議案第 14 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 16、議案第 14 号、新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、こども教育課参事が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 樹岡こども教育課参事。

○こども教育課参事（樹岡 正宏君） それでは、議案第 14 号について説明をさせていただきます。こちらは、国の基準であります特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴うものであります。説明の都合上、審議資料 54 ページをお開きください。左側が現行、右側が改正案となっております。第 37 条にありますように、家庭的保育事業、また、小規模保育事業、また、居宅訪問型保育事業という言葉がございますが、本町においては、現在、この事業は行っておりません。ただ、先ほど申し上げましたように、国の基準に伴い所要の改正を行うものでございます。

資料の 59 ページをお開きください。主な内容につきましては、国に基づいて基準を緩和するという内容でございます。

3、施行期日ですが、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するというものでござ

います。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ごございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 17 議案第 15 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 17、議案第 15 号、新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、子ども教育課参事が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 樹岡こども教育課参事。

○こども教育課参事（樹岡 正宏君） それでは、議案第 15 号について説明をさせていただきます。

こちら、国の基準であります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、審議資料 60 ページをお開きください。左側が現行、右側が改正案となっております。

具体的なものにつきましては、63 ページをお開きください。現行では、献立等の指導が栄養士のみとなっておりますが、管理栄養士等においても指導していただける、また、記録媒体として、電磁的記録も対象となるというようなものでございます。

資料 65 ページを御覧ください。改正内容につきましては、詳細をそちらに記載をさせていただきます。

3、施行期日ですが、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するとなっております。よろしくお願いいたします。

○町長（西村 銀三君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ごさいませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 18 議案第 16 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 18、議案第 16 号、新温泉町浜坂 B & G 海洋センター条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町浜坂 B & G 海洋センタープール施設を令和 6 年度末で廃止することに伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、生涯教育課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 西脇生涯教育課長。

○生涯教育課長（西脇 一行君） 議案第 16 号、新温泉町浜坂 B & G 海洋センター条例の一部改正について説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料 66、67 ページ、タブレット 50 ページです。新温泉町浜坂 B & G 海洋センター条例新旧対照表を御覧ください。改正内容につきましては、条文からプール施設に関する規定を削除するものです。関係する条文としましては、条例第 2 条、第 8 条、第 10 条、第 14 条となります。

次に、審議資料 68、69 ページ、新温泉町使用料徴収条例新旧対照表を御覧ください。使用料徴収条例の別表第 25（第 3 条関係）について、同じくプール施設に関する規定を削除するものであります。

また、条例に関する規則として、新温泉町浜坂 B & G 海洋センター管理規則の一部を改正する規則については、審議資料 70 ページを御覧ください。本規則におきましては、新温泉町浜坂 B & G 海洋センター条例の改正に基づきまして、条例の施行に併せて、同じくプール施設に関する規定を削除する改正を行うものであります。

審議資料 74 ページ、新旧対照表を御覧ください。関係する条文としまして、条例第

2 条、条例第 10 条となります。

また、審議資料 75 ページから 77 ページに記載のとおり、それぞれ関係する様式第 1 の 1 号、様式第 2 の 1 号、様式第 3 の 1 号、それぞれ、使用施設名からプールを削除いたします。

なお、令和 7 年度以降のプール開放につきましては、B & G プールの廃止に伴い、子供たちがプールでの健康増進や水泳技術の習得、水遊びなど、水と親しむ機会を失ってしまうため、夏季休業中、浜坂北小学校のプールを地域に開放して、これまでの B & G プール同様に監視員を配置し、子供たちに安全安心なプール開放を行います。また、引き続き、水泳教室などの事業も実施をいたします。これからも水泳競技の振興を図ってまいります。

それでは、議案に戻っていただきまして、附則により、条例の執行期日は、令和 7 年 4 月 1 日から執行するとしております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

3 番、澤田俊之君。

○議員（3 番 澤田 俊之君） 今回、B & G がなくなるということでの御提案だということで、それは理解します。ただ、今までの御説明の中で、この B & G は町民対象のプールなんですよ。そういう御説明で今まで来てたと思います。それで、その経過の中で、浜坂北小学校、2 つ必要がないという中で、浜坂北小学校のプールを活用ということで、そういう流れの中で来てます。そして、その過程の説明の中で、町民対象のはどうするんだという話の中で、リフレッシュパークゆむらのプールがあるんで、そちらを活用というふうなお話もされたと記憶してます。これが上げられるのであれば、当然、それなりのほかの関係施設に対するきちんとした規則とか条例とかを上げてくるべき話だとは思うんですね。これは、1 部局じゃないと思います。当然、町民プールという名がついてますんで、その辺、町長どういうふうにお考えでこれだけの廃止になったか、御説明をお願いします。

○議長（池田 宜広君） 西脇生涯教育課長。

○生涯教育課長（西脇 一行君） 議員御説明のとおり、今、B & G 海洋センタープールにつきましては、大人も使用できるという施設でございます。一方で、この近年、10 年程度過去を遡ってみますと、浜坂北小学校の児童生徒を中心に、保護者が付添いで安全管理のために一緒に入っていたくというような状況が続いておりました。一方で、新温泉町民プールにつきましては、リフレッシュパークゆむらというところで御利用をいただいていたというふうに思っております。それぞれ、この公共施設の運営管理の中で今後どうしていくのかっていうところを、担当課としても議論をしてきました。その中で、今後、大人のプールにつきましては、やはり、町民プールであるリフレッシュパ

ークゆむらを使っていただくほうが望ましいのではないかという議論がありました。現在、他部署ではありますけども、町民プールの利用方法については、今後どのようにしていくかということを議論されているということもお聞きをしております。

そういった中で、今後、町民全体が水泳競技に親しむ機会を、しっかり運動、そして、水泳競技というものをしっかりしていただける環境づくりに向けて、生涯教育課としても、その辺の配慮をしていきたいと思っております。

○議長（池田 宜広君） 3 番、澤田俊之君。

○議員（3 番 澤田 俊之君） その議論は、もう以前にさせていただいた議論だと私は認識してます。ですから、これを出すのであれば、当然、リフレッシュパークゆむらは町民プールってうたってるんですよ、名前を。それで、補助の目的も、そういう目的で建てられてる。それであれば、当然、減免措置とか、そういうものを上げてこないといけないと思うんですよ。早急に対応するべきだと思うんですけど、いかがでしょう。

○議長（池田 宜広君） 西脇生涯教育課長。

○生涯教育課長（西脇 一行君） 今、大人の水泳競技ということが、おっしゃられてることかと思います。今後、そういうニーズをしっかり把握をした上で、大人、そして、中学生以上の水泳競技の環境の配慮については、しっかり意見を集約をして、もし必要であれば、新温泉町民プールのところの減免措置のところを、協議を担当課としてもしていきたいと思っております。

○議長（池田 宜広君） 3 番、澤田俊之君。

○議員（3 番 澤田 俊之君） 現に、町民の意識じゃなくって、これ、施策なんですよ。施策の中でこれを落としてきてるんです。片や健康増進の話の中でいろんなことをやってきてる、町全体の施策なんですよ。だから、一じゃなくて、全体の中。ですから、そうなってくると、極端な話をすれば、浜坂北小学校は、もう幼児向けしかできないんですね。大人は利用できないんですよ。だから全体で、たしか施策の中には入ってるはずですよ。そういうことの中で、これは、やはりしないといけない、ちゃんと対応していただくようにお願いします。以上です。

○議長（池田 宜広君） 西脇生涯教育課長。

○生涯教育課長（西脇 一行君） 新温泉町民プールは、今は大人も使えるということで、そちらについての配慮といいますか、減免措置等につきましては、今後担当課と連携していきたいと思っております。

○議長（池田 宜広君） そのほか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 19 議案第 17 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 19、議案第 17 号、町道路線の認定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき、町道の路線を認定したいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決をお願いするものがあります。

内容につきまして、建設課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） それでは、議案第 17 号、町道路線の認定について説明いたします。このたび認定をお願いいたしますのは、どちらも塩山地区内の 2 路線でございます。

提案理由といたしましては、議案書にありますとおりでございます。記載のとおりでございます。2 路線とも、現在事業を進めております塩山地区の集落道整備に伴うものです。

内容説明のため、審議資料の 78 ページをお開きください。認定する路線の位置図です。画図面中、2 か所、丸囲みと引き出し線で示している位置になります。1 路線が池田神社の近く、もう 1 路線は塩山公民館の近くです。

続きまして、79 ページを御覧ください。認定路線網図です。図の真ん中辺り、太線で示している区間が認定路線の第三池田線で、法定外である現道の拡幅改良工事を予定しております。黒い丸印の位置、町道第二池田線との交差部が起点、終点は三角印の位置、町道第一池田線との接続部です。起点の地先が塩山字池田 1044 番、終点は同字 1058 番 1 で、改良後の幅員は 3 メートルとなる予定です。

次に、80 ページをお願いします。こちらは、塩山第四村中線の路線網図です。先ほどの説明と同様に、太線の区間が認定路線で、こちらは新設工事を予定しております。黒い丸印、町道塩山第三村中線との交差部が起点、終点は三角印の町道村中池田線との接続部です。起点の地先が塩山字村中 883 番、終点は同字 864 番で、新設後の予定延長が 100 メートル、同じく幅員は 3 メートルから 5 メートルです。

次に、議案に戻っていただき、議案第 17 号をお願いいたします。改めまして、町道路線の認定をお願いいたしますのは、整理番号 418、路線名が第三池田線、起点が塩山字池田 1044 番地先、終点は塩山字池田 1058 番 1 地先、また、整理番号 419、

路線名が塩山第四村中線、起点が塩山字村中 8 8 3 番地先、終点は塩山字村中 8 6 4 番地先です。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

午前 1 1 時 5 2 分休憩

午後 0 時 5 9 分再開

○議長（池田 宜広君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第 2 0 議案第 1 8 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 2 0、議案第 1 8 号、林道三尾御崎線道路改良工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、林道三尾御崎線道路改良工事の請負変更契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、農林水産課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） では、議案第 1 8 号、林道三尾御崎線道路改良工事請負変更契約の締結について御説明をさせていただきます。それでは、説明の都合上、審議資料の 8 1 ページをお願いいたします。

林道三尾御崎線改良工事は、令和 5 年 2 月に同路線で発生いたしました落石の対策工事として実施をしております。昨年 7 月 2 6 日の臨時議会において当初契約の御承認をいただき、さらに、1 2 月 1 7 日の定例議会において変更契約の御承認をいただいております。

ります。

まず、1の変更理由でございます。週休2日制度の取組により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場管理費を補正するもので、変更内容といたしまして、現場閉所の達成状況により、各経費の補正係数を記載のとおり変更いたします。該当工事については、4週8休の達成率が100%となっております。

なお、この週休2日制度を活用する工事の実施につきましては、建設業界では、若手や女性技術者を中心とする将来の担い手確保が重要な課題となっており、工事現場における労働環境の改善が求められているため、本町でもより多くの事業者がその必要性を認識し、休日拡大の意識を醸成していくことを目的として、週休2日制度を活用する工事を実施することとして、令和6年4月1日以降の入札通知を行う工事から適用しているところでございます。また、工事の特記仕様書の中に、週休2日制度の対象工事である旨を工事看板にも明記することなどを記載するなど、週休2日が確実に確保できるように、受注者、発注者間で取組を行うこととしておりますが、本町では、受注者希望方式としており、受注者が希望しない場合は本制度の対象外となります。具体的な運用といたしましては、入札段階で週休2日制度対象工事であることを特記仕様書に明記し、当初設計積算では、補正係数による週休2日補正を行わず、契約後の請負業者から取組実施確認書と工事履行報告書の提出をもちまして、各補正係数の週休2日補正を行うこととしております。このたび、本工事におきまして工事履行報告書での実績により、週休2日補正による変更設計が生じたため、変更契約をお願いするものでございます。

次に、変更金額でございます。変更前請負額が1億577万7,100円に対し、353万7,600円の変増となりまして、変更後の請負額は1億931万4,700円となります。

それでは、議案に戻っていただきまして、タブレットの52ページになります。1の契約の目的は、林道三尾御崎線道路改良工事。2の契約の方法は、随意契約。3の契約の金額は、353万7,600円の増額で、全体額が1億931万4,700円です。4、契約の相手方は、兵庫県美方郡新温泉町浜坂2587番地の1、株式会社大上建設代表取締役、西村武氏でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） ただいまの説明の中でちょっと分からないところがありまして、まず、入札の折にきちんと業者に対してそのような、こういう週休2日制度の取組によりきちんと明記されているっていうふうにおっしゃられましたけども、途中で、じゃあ、まず先に、希望しますっていうことをまず入札の際に入れる。それで、ある一定の期間が終わって、4週8休以上が100%であったらこれを認めますっていう形

の中で、こういう形で補正をかけるっていう話でしょうか。

それとともに、今回、この林道三尾御崎線の工事に関しては、繰越明許費に7,120万円計上されております。ということは、この補正の金額の分っているのは、きちんと工事が終わってから、週休2日制度をちゃんと最後まで取り組みましたっていうことが分かってからこれを振り込むというか、この工事代金を支払うっていう形になるんでしょうか。一応、そういうような可能性があるということの中で、今、この補正をかけられるっていう話なんじゃないでしょうか。私は非常に、一番最初の段階の、もしも本町が、女性であるとか、そういう人たちに建設業界に入ってほしい、働いてほしいっていう話であるとすれば、最初からもう週休2日制度に取り組むべき工事だということとされてから、募られるべきものではないのかなと思います。業者の方に入札額を入れていただいて、そこから入札業者を、落とされる業者を決めていかれるべきではないのかなと思いますが、その辺のところを教えてください。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） まず今回、週休2日の制度における各係数の補正に伴う変更の手続についての流れでございます。先ほど説明で申し上げましたように、制度としては取り入れてるということの特記仕様書に明記をいたします。業者にも確認をしていただいているということで、当初積算の内容は、補正係数を掛けていない状態であります。工事契約後に取組実施確認書、週休2日制度に取り組みますという意思表示の書面を出していただきます。その後に工事の履行報告書、実際どれだけ達成できたかという実績の書類を出していただきます。その達成率に応じて補正係数を掛けていくということで、今回は100%の見込みということで、100%の補正率を掛けるといった変更となります。

今現在、工事のほうは、まだ施工中でございます。常任委員会でも報告をさせていただきましたが、冬期間の強風であったり、積雪というような状況がございまして、予定どおりの作業日数が確保できなかったという状況がございました。工期内での完了がちょっと困難な状態にあるということで、繰越しをお願いをいたしまして工事を完了させる予定にしております。今現在の予定では、4月末の完了を見込んで工事を進めているところでございます。

あと、最初からなぜ週休2日の設定で積算をしないかという御質問だったと思いますが、新温泉町においては、週休2日制度というのが、事業者の中ではまだ十分に定着していないという状況がございまして、その中で業者の施工方法、作業の計画等をそれぞれ希望を募りまして、週休2日希望される業者については、この週休2日制度について補正をかけていく、実績に応じて補正をかけていくという手続にしております。

同じく、兵庫県のほうの取組では、兵庫県のほうも、令和6年4月1日からこの週休2日制度の導入を入れておりますが、兵庫県の場合は、当初から週休2日を見込んだ設計内容でスタートして、実績に応じて、逆に減額をするという手続をされてるというふ

うに聞いております。

本町においては、事業者ごとの週休2日の実績について、まだ十分になじんでいないという状況がございますので、逆に、当初は補正をかけずにスタートして、実績に応じて補正をかけるといった流れで手続をしております。

○議長（池田 宜広君） 4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） では、最低価格を出されたところを、いろいろ条件があった中で、その中で最低価格っていう業者と契約をされるのだろーと思いますけども、当初からこういうことを、じゃあ、逆に言ったら、もうこれはしないよっていう、週休2日制度を入れないよっていう話の中で工事価格を入れた方、それと、いやいや、週休2日制でこういうこともあり得るからっていう形の中で入札をされた方、いろいろ、ばらばらになってくると思うんですけども、町として本当に週休2日制度を定着をさせて、若い人だとか女性でもどんどん入ってきてもらいたいっていうような話に持ってくるのであれば、当然、最初からそれをうたわれた中で、それを実行してくださる業者の方に、例えば、もう今の形で進められるとしたら、プラス何点みたいな、入れるとか、そういうような格好で差をつける中でされないと、今の形で、じゃあ、じゃあ、途中までやって、そこから手を挙げてっていったら、私はもう、後出しじゃんけんのような気がして仕方がないです。

それとともに、確かに、今回の繰越明許の分は、積雪があったりいろんな形の中で工事ができなかったという部分もあるかも分かりませんけども、この変更理由のところの書き方を見てたら、労務費、機械経費で、賃料となっています。という話になってきたら、当然、週休2日に持ってきたとしたら、工期が延びるだろうって、そしたら、延びる分をちゃんと、当然、機械を借りてる期間も延びるだろうって、その分を見てよっていう感じに見れて仕方がないんですよ。ていうことになったら、ちゃんと工期というもの、週休2日でやりますよ、その上で工期はきちんと決められてるもんだと思うんですね。そしたら、機械経費の賃料はここで上がってくるような話ではないと思います。だから、共通仮設費にしても、現場管理費にしても。その辺のところは私には全く理解できません。それとともに、この週休2日制っていうのは、工事がきちんと終わるまでに週休2日制をしてもらわないといけないんですよ。この変更をかけれますよねっていうところまでの週休2日制でいいっていう話ではないんですよ。そこのところをもう一回確認させてやってください。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 後段の御質問の内容が、いま一つちょっと理解できないところはありますけども、入札の前段の段階ですが、週休2日制度は導入している工事です。ただ、工事としては補正係数を掛けておりませんという統一の条件で入札をしておりますので、そこで入札に参加された業者の公平性というのが確保できてるという認識でございます。

その中で最低入札で札を入れられた方と工事の契約を行う。その後に、工事の施工計画を立てる中で、週休2日制度を導入されるのかどうなのか、それは、業者それぞれで御都合もあると思いますので、週休2日が実施できる環境整備を工事の条件として行っている、その中でぜひ取り組んでくださいという、そういった条件で工事を進めていただいているという状況でございます。町として、週休2日制度に取り組む意思があれば取り組める、そういった工事の条件を整えて業者に施工をしていただくと、そういった条件整備をしているという状況でございます。

すみません、後段の御質問、ちょっともう一度確認させていただきたいんですけど、よろしくをお願いします。

○議員（4番 米田 雅代君） 3問目になるんですか。

○議長（池田 宜広君） じゃあ、カウントせんようにしようか。カウントなしで、後段の分だけ、どうぞ。

○議員（4番 米田 雅代君） 後段の部分は、例えば、工期っていうのがある……。

○議長（池田 宜広君） 簡潔にね。

○議員（4番 米田 雅代君） はい。工期があるじゃないですか、何月何日までに工期をなさっていう。ていうことになってきたら、当然、機械をリースされるのも、その期間だけでいいわけじゃないですか。ここで、機械経費で賃料が上がってくるっていうのが、私は理解できない。それとともに、仮設経費に関しても分からないというところですよ。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 諸経費の中の賃料に補正がかかるという部分については、積算基準そのものは町の独自で決めてるものではございませんので、我々がお答えすべきものかどうかというのは、ちょっと、適切かどうかという部分はあるんですけども、我々の理解といたしましては、同じ作業をするのに、週休2日を導入することによって作業日数が延びる、必要日数が割増しになるという部分で、経費が割増しになるということで補正がかかっているという認識でございます。

○議長（池田 宜広君） 4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） きちんと入札のときに、いつからいつまでの工事、少なくとも終わりのところは決めてらっしゃると思います。3月31日までとか、きちんと終わりはあると思います。それは、ややこしいから言いません。3月31日までの終わりがあるっていうことは、週休2日制度を取ろうが何しようが、その日までにちゃんとやりますよ、それで、ちゃんと週休2日制度を取って、きちんとその中でやれますよっていうことがあって、手を挙げられると思うんですよ。何かよく分かりません、途中で手を挙げる段階のところですね。でないと、それは、誰だって手を挙げますわ、いつまでも延ばしてもいいんだったら。

それとともに、この週休2日制度っていうのは、工事の最後まで続けるんですよ。

最後までやって、初めて達成したっていう話になるんですよね。ていうことになってきたら、当然、最後の最後に達成できてなかったということになったら、この補正額、353万7,600円は返してもらうんですよね。町に返してもらうんですよね。それだけは確認させてください。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 機械賃料の部分で作業に必要な日数が割増しになるという部分についてですけども、当初の契約工期の中で全てその日数を必要日数としてかかっているわけではございませんので、工期の中でその作業が終われば、工事は完了するという考え方でございます。

それと、すみません、工事の週休2日の達成率でございますが、今現在、まだ工事期間が満了になっておりませんので、見込みという形で達成率を提出いただいております。これが、万が一また達成率が変わってくるようなことがあれば、また、さらに補正、変更をかける必要があるということで、内容に変更がなければ、今の変更設計の内容で工事を完了させるということになります。以上です。

○議長（池田 宜広君） 課長、増になるということはないんですね。マイナスという意味ですね。

どうぞ、続けて。

○農林水産課長（原 憲一君） 今変更契約しておりますのは、達成率100%ということです。これが天になりますので、これ以上増えるという見込みはございません。以上です。

○議員（4番 米田 雅代君） 達成できない場合はどうなるんですか。

○農林水産課長（原 憲一君） すみません、ただ、今現在、工事工期が今満了にはなっていないんですけども、工事の変更契約を御提案させていただく機会というのは、この3月議会、今のタイミングしかございませんので、ある程度の見込みを含めて変更契約を出させていただいているというところでございます。工事完了後に達成率がまた変わってくる、減額になるということがあれば、当然減額の補正をしていくということになります。以上です。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） この週休2日制の実施については、建築工事でも、実際にはもう既にやっている自治体がたくさんあります。その中で、本町はやってなくて、この入札のときにこれをやるよっていうことを明示してるっていうことをおっしゃられたんですけども、これについても、工種がたくさんにわたったり、いろんな内訳があったときに、この分を、全ての入札関係の業者がこの割合を全て理解して、労務が何人あるっていうのを理解して、同じに入札できているかどうかということについて。

それと、もう一つは、契約書の中に、この内容が契約書に掲載されているかどうか。

そこら辺で、実際にこれを契約に当たってやるときに、発注者と受注者の関係がしっかりこない部分が出てくる可能性があるんじゃないかなと考えます。

それと併せて、履行報告書で達成率を確認するとおっしゃいましたけども、履行報告書は、この現場に対する履行報告書であって、この現場でない同じ作業員、会社でいったら、社員がほかのことをやっても履行報告書には出てきません。あるいは下請についても、この作業を、この現場については週休2日だけども、そうでないことを下請がやっても、履行報告書では確認できません。その辺りについての確認方法について、本町として適正にできているのか、あるいは、最終的に工期満了するまでそれを確認するよっておっしゃっておられたので、その辺りについての公正を保つための手だてってというのができているかどうか、その辺りについて確認させてやってください。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） まず、入札の段階での設計図書の中身で、業者が週休2日の補正がどのようにかかってくるかということを理解しているかという御質問だったと思うんですけども、入札の段階の設計図書の中で、特記仕様書の中で週休2日のことはうたってるわけですが、達成率に合わせた補正係数も含めてそこに記載をされております。達成率に合わせて、その補正係数をもって変更の対象になるという記載がされております。

あと、履行報告書をもって工事の変更を行うわけなんですけども、その会社として、現場自体の作業は行ってないんだけど、ほかの現場で作業している場合はというような、そういった御質問だったと思いますけども、該当工事の現場が閉所になっているかどうかという実績についての履行報告書になりますので、その現場が、工事が閉所になっている、休みになっていれば、週休2日の実績ということで計上される考え方でございます。

○議長（池田 宜広君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） ということは、社員であったり、労働者の週休2日を確保するというのが目的ではない、表面上の週休2日制がこの現場で保たれてたらいいうふうには、発注者としてお考えだということで認識させてもらったらいいんでしょうか。

それと併せて、先ほどお聞きしたのは、このパーセンテージが実際に入札の段階で表示されているかどうかということと併せて、実際の内訳の中で、労務がどれだけの部分を占めてるかという数値自体も公表がされているというふうには、ちょっと私は理解してないんですけども、その辺りについての周知っていうのは、どんなふうにされてるかお聞きできますでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 現場閉所の関係でございます。労働者の週休2日制度、労働者の確保の観点からというようなことを最初に申し上げましたが、そういった部分

で考え方と外れていないかというような御質問だったと思います。発注工事の中でそういった週休2日制度の導入で、現場作業の工事についての週休2日を徹底していくというような働きかけが今行われているということなのですが、これは、発注者も当然変わってきますので、全ての工事において週休2日制度を全部徹底させるというのは、現実的になかなか今現段階では困難というようなことが、どこの公共工事においても課題となっているというふうに聞いてるところでございますので、その部分については、今後の課題という認識でございます。

あとの労務についての御質問、ちょっとすみません、もう少し理解ができてないところがあるんですけども、週休2日を導入することによって、労務費、日数割増しになりますので、それについて補正係数をもって、労務についても補正がかかるといった考え方でございます。

○議長（池田 宜広君） 課長、詳細の明細が、共通で人工数、例えば、労務費の人工数、10人とか100人とかが共通な人工数で見積入札しているかという内容だと思うんです。

○農林水産課長（原 憲一君） 人工数そのものは、週休2日の導入によって、特に別のものを使ってるというものはございませんので、共通の歩掛かりでございます。

○議長（池田 宜広君） もう一回。

8番、河越忠志君。簡単に質問してあげてください。難し過ぎる。

○議員（8番 河越 忠志君） 内訳の明細の中に人工数が表示されてるかどうかというのが分かるような入札だったかどうかということ。今回カウントもあるということなので、先ほどの現場ごとというお話だったわけですが、そうなってくると、単純に工期内でやるのに、週休2日制では、私の事務所はしんどいなという企業があって、一方で、たくさんのスタッフがいるから工期内にできるなという業者があって、これに手を挙げにくかった業者にとって、工期延期がなされた、工期が十分取れるようになったとしたら、果たして、それが平等であったかと言えなくなってくると思うんですね。そういうことを考えていくと、工期延期があるという状況の中で、それが平等だったかどうかということについて、とっても疑義が生じる。特に、手を挙げられなかった業者が見たときに、それなら私のところでもできたのにならぬ話にならないかなというところが、平等を欠く要因になる可能性がある。だからこそ、平等な、スマートな発注の仕方っていうのが求められてくるんじゃないかなということを申し上げてるっていうのが現実です。その辺りについての御見解もお願いします。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 週休2日の導入によって作業日数が割増しになるということについて、工期内での完了が難しくなるといった考え方もあるんですけども、そういった理由での工期延期ということではなくて、天候上の理由であったり、現場条件の変更というようなことで作業日数が足りなくなったという理由での工期延期になりま

すので、直接的に週休２日の導入が工期延期につながっていないというふうに認識しております。

○議長（池田 宜広君） そのほか、ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） これで質疑を終わります。質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第２１ 議案第１９号

○議長（池田 宜広君） 日程第２１、議案第１９号、町道釜屋海岸線法面吹付修繕工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、町道釜屋海岸線法面吹付修繕工事の請負変更契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） それでは、議案第１９号、町道釜屋海岸線法面吹付修繕工事請負変更契約の締結について説明いたします。

まず、審議資料の８２ページを御覧ください。今回の変更概要です。１、変更理由につきましては、本工事における週休２日制度の取組により、労務費、機械経費、共通仮設費及び現場管理費を補正するもの。また、既設の老朽したモルタル吹きつけを撤去したところ、一部、岩ではなく硬質土の箇所があり、この硬質土面につきまして、草根の生育が見込めないもので、当初予定していたモルタル吹きつけ工から法面の風化、浸食を防止する植生基材吹きつけ工へ変更し、法面を安定させるためです。なお、週休２日制度の取組についての説明は、さきの農林水産課の案件と同様ですので、省略させていただきます。

２、変更内容といたしましては、本工事の現場閉所の達成状況として、４週８休以上の１００％であることから、労務費等の補正をそれぞれ下表に記載の率で補正すること。また、モルタル吹きつけ工を２０９平米減らし、代わりに植生基材吹きつけ工を同じ面

積の209平米追加するものです。

3、変更金額といたしましては、変更前請負額6,948万9,200円に318万1,200円を増額し、変更後請負額を7,267万400円とするものです。なお、仮契約につきましては、2月4日に締結しております。

続きまして、83ページを御覧ください。施工箇所の位置図と平面図です。平面図中、植生基材吹きつけ工と引き出し線で示し、太線で囲っている部分が今回の工法変更箇所です。

隣、84ページをお願いいたします。今回、工法変更する箇所の標準断面図を示しております。このナンバー15の断面でいいますと、吹きつけ法面の上部6.1メートルが植生基材吹きつけ工へ変更する部分になります。

次に、議案第19号をお願いいたします。議決事項といたしまして、1、契約の目的は、町道釜屋海岸線法面吹付修繕工事。2、契約の方法は、随意契約。3、契約の金額は、318万1,200円の増。4、契約の相手方は、兵庫県美方郡新温泉町芦屋338番地の1、株本建設工業株式会社代表取締役社長、株本寛氏です。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） 先ほどもちょっとお聞きしたんですけども、それ以外に、今回は、老朽モルタル吹きつけを撤去したところ、岩ではなくてというところで、ちょっと工法を変更されてるんですけども、それに対して、その分と変更内容の1、2、3を合わせた金額が318万1,200円だと思いますが、その内訳、週休2日制の分と、それと工事の分とは別々にあると思いますが、その工事の分は幾ら占めてるのか、その辺もお示しいただけたらありがたいです。この変更額って、2つ足したもんですよ。今回のこれでは分からないので、工事内容の変更でモルタル吹きつけをやめてこちらのほうに変えたっていう、だと私は認識したんですけど、違うんですかね。ですので、工法を変更したことによって、金額の変更はなかったというふうなみなし方でいいんですか。ですので、これは、あくまでもさっきの週休2日制によって生じたもんの変更額がこの変更額であるという認識で、まずよろしいんでしょうか。それからお聞きします。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。答えられる範囲内で、数字が出てきますので。

○建設課長（森田 忠浩君） 変更額の比率というところだと思うんですけども、具体的には、金額何円とか、そこら辺まではちょっと差し控えさせていただきますけれども、ほとんどが週休2日によるものです。この318万円のほとんどが週休2日制度による変更のものというふうに捉えていただいたら結構かと思います。

○議長（池田 宜広君） 4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） じゃあ、取りあえず、この工法の違いをここに載せられ

たっていることは、一応、そういうことを議会側にも認識してくださいねっていう意味合いの中で、工法が変わりましたっていうことなんでしょうか。ということと、それと併せまして、これ、工事のまだ途中ですよ、終わってないわけですよ、当然。ということは、まだ週休2日制が最後まできちんと本当にされてるのかどうなのかっていうことは、まだ判断はできないっていう話ですよ。そしたら、先ほどお答えがあったみたいに、減額修正ということも、達成率に応じてですけどね、減額修正もあり得るのかっていうことと、もう2月4日に契約をされてしまったというふうな先ほどお話だったと思うんですけども、契約をされてしまったことに対してどうなんだっていうことを議会がこれから言うのかっていう世界だと思うんですが、その辺も併せて。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） 今回、1点目の変更は、報告といいますか、金額にも多少、工法変更によりまして影響がございますので、この変更の内容という説明の中で、こういう工法変更もありまして、それについての多少の金額の増減がありましたということで、この変更額の中に含まれるものでございますので、当然このように説明を議会のほうにもさせていただいたということでございますし、2点目の仮契約を、先ほど説明の中で2月4日に締結したと申し上げましたけど、これは、あくまで仮でございますので、今回の本会議の中で議決をいただいて正式な契約に至るということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） それとともに、今回の金額的だとか、いろんな部分で議会にかけられたと思いますが、週休2日制度の取組によって、こういうふうに労務費だとか機械経費であるだとか、共通仮設費率とか、こういうものを掛けて補正、変更したっていうような事例はあるんですかね。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） はい。今回、うちの建設課の案件で、本町としましても、令和6年度から取り組んでる制度でございますけれども、今回で、建設課では2件目という事案でございます。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 今回で2件目と、今おっしゃられたんですけども、ほかの議会承認が要らない契約については、この取組っていうのはされていないということで認識したらいいのかどうかっていうのを、まずお聞きしたいと思います。

それと併せて、今回の老朽化したことによる改修的な工事になってるわけですけども、当初、モルタルの吹きつけがあった箇所、これが実際には岩ではなかったということではあるんですけども、前回、モルタルの吹きつけでやってた、それが、植生基材吹きつけに替わってくるということの中での安定性についての評価っていうのは、どういった

形でなされてるかどうか、その２点を教えてください。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） １点目のことですけども、今回は２件目という事案ですけれども、これ、本町の週休２日制度を活用する工事に係る事務取扱要領というのが、令和６年４月から適用になってます。その中で、対象工事につきましては、原則全ての工事となっておりますので、ただし、建築工事だとか、あともろもろ、災害の工事だとか、そういうのは対象外になるんですけれども、原則全ての工事がこの週休２日制度の対象工事ということでなっております、先ほど農林水産課のところであったんですけれども、実際の入札の段階の御案内のときに、特記仕様書、こちらのほうにその旨を記載しておりますので、そこで御理解いただけるものと考えております。

それと、今回、モルタル吹きつけを剥がしましたら、岩ではなかったということで、その安定性というか、こちらについては、前回っていいのですが、これも町道になったのが、ちょっと何年かは忘れちゃったけども、国道だった部分になりますので、県が管理してた部分になりますので、そちらについてはちょっと分かりかねますので。以上です。

○議長（池田 宜広君） ８番、河越忠志君。

○議員（８番 河越 忠志君） 県の評価は別として、要は、町としてこの変更をかけた中で安定性が保ててるかどうかの評価は、どのようにされたかという質問が一つです。

もう一つは、全ての工事に適用させていたけれども、実際にそれを各請負の業者のほうで選択されなかったということの報告だったと思うんですけれども、そうなってくると、町としての取組が、自由選択だからといいながらそこに至ってなかったということについては、本町としての取組はどうだったのかなというあたり、要は、この制度についての取組がどうだったのかなということについての方針的なものについて、統一見解があれば教えていただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） 安定性という部分につきましては、今回、工法変更しまして、植生基材吹きつけ工、こちらを選択したわけなんですけども、こちらについては、現場の土の硬さですとか、あと、酸度の状況、そちらを試験しまして、その結果数値によりまして、あとは、工法選定のフローというのがございますので、そちらのほうで当てはめてこの工法を今回選んでおりますので、今回工法変更することによりまして、法面のほうは安定するということで認識しております。

２点目の御質問は、私のほうで答えるべきかどうかはちょっと分からないんですけれども。町全体のお話だと思います。

○議長（池田 宜広君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） この週休２日制につきましては、国といたしまして、働き方改革が推進されて、令和６年度から建設業にも労働時間規制が本格適用される中、昨年６月に新・担い手三法が成立しているというふうな状況の中で、新温泉町におきまして

も、受注者の責務といたしまして、公共工事の品質確保の促進並びにその担い手の中長期的な育成及び確保というふうな観点から必要であるという認識を持っておりますので、そういった観点から進めさせていただきたいと考えておるところです。

○議長（池田 宜広君） それで、副町長、その取組が2件であると。工事発注はたくさんあるんだけど、というのは、どういうふうに捉えているかという質問も。続けて。

○副町長（西村 徹君） 先ほどの原課長のほうでも説明いたしましたけども、当地域におきましては週休2日という取組がなかなか現実まだ難しい状況があるということがありますので、それを踏まえますけれども、今後は先ほど言いました国全体としての考え方も踏まえる中で、できるだけそこについては推進をできるよう、取り組みたいと思っております。

○議長（池田 宜広君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 実際に国の方針がある中で、本町でそれがなかなか実情として業界の中で受け入れていただけないという状況であるとすれば、それはどういう根本的な原因があるかなというのを本町として調査する必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それと併せて、今の実施状況としては、現場ごとに週休2日制であったらよくて、実際の働いてる方が週休2日制であるかどうかということを確認されていません。ということは、この一部上がってきた案件だけが費用を負担してるけども、実際にこれが労働環境の改善につながってるかどうかということには必ずしもつながってない。だとすれば、これを町の負担として、補助金があるにしても、果たしていいかどうかということについては一般の方の理解というのを得にくい状況にあるのではないかな。であるとすれば、国の政策、方針があって、それを本町にどのように適用しながら、一般の方々も理解できて、しかも労働環境が改善につながるような取組というのを考えて組み立てていく必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、そういった必要性についてはお考えになられないでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 週休2日制につきましては、本町の業界、建設業協会のほうからも進めたいということはお聞きしているところでございますので、今後、いつもそういう要望事項についてはやり取りをしているところでございますので、そういうことの中で実態を把握して推進したいと思います。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 2 2 議案第 2 0 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 2 2、議案第 2 0 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（新温泉町高齢者生活福祉センター「もみじホール」）を議題といたします。
上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町高齢者生活福祉センター「もみじホール」の指定管理者に社会福祉法人新温泉町社会福祉協議会を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。
内容につきまして、福祉課長が説明いたします。よろしくお願いします。

○議長（池田 宜広君） 松本福祉課長。

○福祉課長（松本 晃君） 議案第 2 0 号、タブレットでは 5 5 ページとなります。公の施設に係る指定管理者の指定について説明いたします。

説明の都合上、審議資料の 8 5 ページ、タブレットの 8 6 ページをお願いいたします。
候補者の選定案を添付しております。

また、審議資料の 8 6 ページから 9 9 ページにかけて基本協定書を添付しております。協定内容につきましては、8 9 ページの第 7 条中の指定期間以外の変更はございません。

議案にお戻りいただきまして、1、公の施設の名称は、新温泉町高齢者生活福祉センター「もみじホール」、2、指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人新温泉町社会福祉協議会会長、倉内晋、3、指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとしております。

以上、よろしくお願いします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

3 番、澤田俊之君。

○議員（3 番 澤田 俊之君） 現状の利用実態を御説明をしていただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 松本福祉課長。

○福祉課長（松本 晃君） 令和 6 年度の利用状況でございます。1 2 月から 4 月までの予定で、1 名の方が入居されております。この方は従来から冬期間、なかなか地域での生活が難しいということで毎年利用されている方です。それから、新規としまして、1 月からお一人入居の方がおられます。事情としましては、お一人暮らしであったんですけれども、入院期間がありまして、1 人で地域で在宅で生活するということに不安を

覚えているという中でこの入居に至ったということで、現在2名の方が入居されております。このほかにも、生活の居住の環境上、1人の方が入居を希望されて認定審査にかけましたけれども、現状のところでは入居には至ってないということで、審査にかけた人数が3人と、現在入居は2名となっております。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 特に大きな異論はないんですが、これ、もみじホールの施設の範囲というか、居宅というか、住むところとその他付随施設があるように思うんだけど、あの辺り、どこまでを指すのかなということ。

それで、付随施設で行われている福祉事業かな、ほっこり庵だとか、そんなやつをされてたんですが、あれは社会福祉協議会独自事業ということで考えたらいいんでしょうか。その事業に対する町からの助成とか、そういうものがあるかどうかということもちょっと確認させていただきます。

○議長（池田 宜広君） 松本福祉課長。

○福祉課長（松本 晃君） もみじホールの指定管理の範囲としましては、居住部分として2階建ての施設があること、それから、木造部分がありまして、これは従来から社協の事務所であったり、デイサービスセンターであったりとあります。

それから、その他の付随として、一番トンネル側のほうに、いずみ作業所が従来使っておられたような作業スペース、今は使っていないんですけども、そういった敷地内の外構を含めて全てを指定管理というふうな範囲としております。

それから、2点目のそのほっこりというカフェ、認知症のカフェのことだと思います。認知症カフェのほっこりについては社協独自の事業ですので、新温泉町の場合では、包括のほうがオレンジカフェということで、サンシーホールでしておりますけれども、社協バージョンということで、そのもみじホールの交流スペースを使っていただいております。それに対しては、独自事業ということで助成ということは行っておりません。

それから、居住部分については、当然収入に応じて利用料、それから1日当たり250円の光熱費が発生すること。ですけれども、管理条例の中にこの交流スペースについては無料ということで、広く地域住民の交流の場としたいというふうになってますので、令和6年度で12団体で319回程度の利用がございます。老人クラブの連合会の事務局の方が事務作業であったり、会議を開いたり、身体障害者福祉協会の方がまた会議であったり交流の場として使われたり、先ほど議員がおっしゃったような、社協のほうでの認知症カフェのような形でも広く利用いただいてるところでございます。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時 5 6 分休憩

午後 2 時 0 9 分再開

○議長（池田 宜広君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第 2 3 議案第 2 1 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 2 3、議案第 2 1 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（商店案内所・杜氏館）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、商店案内所・杜氏館の指定管理者に湯村温泉観光協会を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） それでは、議案第 2 1 号について御説明をいたします。

審議資料の 1 0 0 ページをお願いいたします。審議資料 1 0 0 ページ、公の施設に係る指定管理者の候補者の選定案、商店案内所・杜氏館ですが、これまでどおり、湯村温泉観光協会にお願いしたいと考えております。

1 0 1 ページ以降に基本協定書をつけております。

1 0 4 ページでございますが、第 8 条でございます。指定の期間でございますが、令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日までの 5 年間でございます。それ以外につきましては、前回の基本協定と変更ございません。

議案に戻らせていただきまして、公の施設の名称、商店案内所・杜氏館でございます。

指定管理者となる団体の名称は、湯村温泉観光協会会長、朝野泰昌氏でございます。

指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まででございます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 2 4 議案第 2 2 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 2 4、議案第 2 2 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（新温泉町鳥獣処理施設）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町鳥獣処理施設の指定管理者に株式会社 Vanilla Sherbet-Cue を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、農林水産課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） それでは、議案第 2 2 号、公の施設に係る指定管理者の指定について御説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料 1 1 5 ページをお願いいたします。当該施設でございますが、令和元年 1 0 月から供用開始をされまして、以後、業務委託契約により施設が運営されてまいりましたが、搬入頭数の増加に伴い、施設の維持運営費が増大する反面、町内の利活用や未利用部位の有効活用の進展がないことが課題となっており、町内に事業所を持つ事業者での指定管理者運営により残渣処理量削減による運営経費の削減と、町内利用や未利用部位の有効活用による売上収入の向上により運営の効率化を図るものでございます。

公の施設に係る指定管理者の候補者の選定案でございます。公の施設の名称は新温泉町鳥獣処理施設。

指定管理者の候補者名は、株式会社 Vanilla Sherbet-Cue。

指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日までの 5 年間でございます。

指定理由といたしましては、本施設の設置目的を十分に理解し、利便性の向上、残渣部位の有効活用と処理方法の改善により、施設の運営経費の削減と収益性の向上、持続的な施設運営が期待できると考え、自社の持つ商品開発力と販路の活用、キッチンカーでのイベント参加等により、ふるさと納税返礼品等への利用拡大と、地域コミュニティ

一との調和が図れ、町民への還元と本町への貢献が期待できることを評価をいたしました。

なお、指定期間を５年間とした理由につきましては、運営経費削減と収益性の向上による計画的な指定管理料の削減のために必要期間と判断したところでございます。

１１６ページから１２９ページに基本協定書を掲載しております。ポイントを絞って説明をさせていただきます。

まず、１１９ページ、第２条、指定管理者の指定の意義でございます。民間団体たる乙の能力を活用しつつ、利用者の利便性の向上、地域資源の利用拡大による地域貢献並びに本町の認知度を向上させ、地域課題の解決を図るとしております。

６条の管理物件でございます。対象となる管理物件は、１２９ページに記載のとおり、塩山地内の鳥獣処理施設と指杭地内の鳥獣個体一時保管施設、その他施設の付随備品、外構、植栽等でございます。

１２１ページ、第１６条、管理物件の改修等については、物件の修繕等を行う場合は事前に協議と承認が必要であり、別途使用者の中でリスクの分担を定めております。

１２３ページ、第２４条の指定管理料の支払いについては、施設と敷地内の環境整備、備品等の維持管理実施の対価として指定管理料を支払うものとしており、別途年度協定により指定管理料を定めます。

１２４ページ、第２９条の保険についてでございます。火災保険は町の加入、施設の損害賠償保険は指定管理者の加入としております。

以上、説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。

８番、河越忠志君。

○議員（８番 河越 忠志君） 今までの質疑にも関係するわけですが、今回の個体、指杭にできた新しい施設の持ち込まれたものについて、ちゃんと塩山で処理できるかどうかというあたりについての責任問題については、この協定書の中でうたわれているのかどうか、ちょっと読みにくいところがあるんですけど、その辺りについての見解を教えてください。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 今回、一時保管施設の施設が追加で設置をされます。その中で、持込み量が増加した場合に、塩山の処理施設で全て対応できない場合の対応ということでございますが、基本協定書の中では具体的なところまではうたっておりませんが、協定に定めのないことということで別途協議をして、もしそういった事態が発

生した場合は、対応について指定管理者と協議をし、対応を行いたいというふうに考えておりますが、各指定管理者のほうで、協力事業者であったりとか、そういった応援も考えたいというようなお話をこれまで指定管理の協議をする中で聞かせていただいておりますので、そういった場合でも、指定管理者のみならず、協力業者の力を借りて個体の解体処理の対応を行っていただけるものと考えております。

○議長（池田 宜広君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） ボリュームのことではなくて、指杭の施設の管理についての説明をいただいて、監視カメラでということだったんですけども、要は持ち込んでほしくないようなレベルのものが入ったときに、全てこの指定管理の業者が対応されるのか、それとも町が間に入って対応しなきゃいけないのかというあたりについてこの協定の中で網羅できてないように思うんですけど、いかがですかということをお尋ねしたんですが、いかがでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 個別の事案につきましては、またその都度ということになろうかと思いますが、基本的には指定管理者のほうで対応していただくというふうに考えております。指定管理者のみで対応が難しい部分については、町の担当と協議をしながら対応を考えたいと考えております。

○議員（8番 河越 忠志君） 分かりました。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第25 議案第23号

○議長（池田 宜広君） 日程第25、議案第23号、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和6年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じましたので御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が説明を申し上げたとおりであります。よろ

しくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。質疑は、歳出、歳入、総括を一括で行います。質疑はございませんか。ありませんね。

4 番、米田雅代君。

○議員（4 番 米田 雅代君） 細かいところになるかも分かりませんが、ちょっとお聞きしていきます。

7 ページの雑入のところなんですけど、ケーブルテレビ支障移設工事補償金で100万円の減額になっておりますが、これはそもそもどういうものなのかっていうことと、それと、次の、同じところで、但馬牛研修センター使用者光熱水費負担金が20万円の減額になっております。これ当初60万円であったと思いますが、ここから推察されますのは、多分一月5万円で、それで12か月分で60万円が出て、それで20万円減額だっていうことは、この研修センターの使用者の方が使用しなくなったのかなっていうようなところで考えたのですが、そういう考え方ではないのでしょうか。

それとともに、8 ページの分で、すみません、町債のところで、町民センター施設整備事業のところで、2,590万円の減額になっております。これが9 ページの財産管理費のところで、12 節委託料のところで、設計監理委託料、町民センター空調設備更新工事のところで286万円の減額。それと、10 ページの工事請負費のところで2,450万円、多分これとこれを合わせたものの分だろうと思いますが、これは町民センターの空調設備が必要なくなったのか、それとも、一応入札か何かで出したけど通らなかった、不調に終わった、そういうようなことなのか、その辺のところをお聞きします。

それと、10 ページのところの18 節の負担金補助及び交付金のところで、負担金が19万7,000円の減額になっていて、DX推進リーダー研修ってなっております。これ当初予算が20万9,000円だったと思います。ということは、このリーダー研修は全く必要ない、行われなかったということだと思いますが、その辺はなぜ行われなかったのかっていうことをお聞きしたいです。

それと、もう1点ですが、19 ページの農林水産のほうの4 目畜産業費のところの18 節負担金のところで、10万6,000円の減額がありますが、これはそのまま新温泉町子牛流死産互助共済事業の分の減額なんですか。そしたら、これ、81万4,000円が当初予算だったと思います。これ、素直に1,100円で割ったら740頭分で最初出されていたもんだと思いますが、10万6,000円、1,100円では多分割れなかったんで、その辺のところが今までの考え方とちょっと違うのかなと思ったので、その辺のところをお聞きしたいと思います。

それと、繰越明許費の考え方なんですけども、ここまで事業をやって、事業費に、先ほどの分もお聞きしたんですけども、釜屋ですよ、あ、釜屋じゃないか。そのところで、ここまではやりました、残りの金額が繰越明許費として上がるもんなんです

うか。そこのところだけちょっとお聞きしたいです。

○議長（池田 宜広君） 小谷総合支所長。

○温泉総合支所長（小谷 豊君） 私のほうからは、ケーブルテレビの関係と町民センターの空調の関係を先に答弁させていただきます。

ケーブルテレビの支障移転補償費の関係は、国県の道路改良等でケーブルテレビの自営柱が立ってた場合、その移転の工事を補償していただけますので、そういうものを見込んでおりましたけども、そういった工事がなかったということで、このたび落とさせていただいたということです。

あと、町民センターの空調の関係は、一応町民センターは、全体をするような設備ではなくて、室外機があって、室内機があってというような、そういった設備でございます。既に不具合が生じているものや、そういうものがございまして、予算の段階では、一応1階のフロアと建築年度の同じようなものを中心に広く改修するというような予定で予算化を組んでおりましたけども、現状、生かせる配管等、設計の段階で生かしていきけるではないかというようなところで、もともとの工事のボリュームが少し少なくなりましたので、そのところから当初予算に比べて必要でなくなった設計、あるいは工事の箇所が減になったということで、このたび減額をさせていただくものでございます。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） まず、歳入でございます。但馬牛研修センター使用者光熱水費の減額補正でございますが、但馬牛研修センターからアパート牛舎のほうに利用者の方が移られましたので、これが利用者ごとでちょっと移るタイミングは異なるんですけども、7月から8月に分けて移動されたということで、それ以降の光熱費負担が発生しなくなったということで、20万円の減額をしております。

それと、19ページ、子牛流死産の負担金の減額補正でございます。当初740頭分を見込んでおりましたが、加入実績として643頭ということで、97頭分、負担金の支払いが減っております。1頭当たり1,100円ということで、10万6,700円、10万6,000円の減額ということで、減額補正をしているところでございます。

○議長（池田 宜広君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） 10ページ、5目企画費の18節負担金補助及び交付金で、DX推進リーダー研修の負担金のことで御質問いただきました。

令和6年度の新規事業としまして、庁舎内でDX推進リーダーをつくりたいということで始めた中で、庁外のいろんな、国などが実施をしております研修にそのメンバー、10人いるんですが、10人のメンバーを研修を受講させるための負担金を計上させていただきました。

結果的に、庁舎内の中でいろんなDXの提案をする研修の成果は出ておりますけれども、ここで上げてます負担金、庁外のいろんな研修会につきましては残念ながら1名の参加ということで、東京の研修に参加したのが実績となってしまうとしまして、不用額とな

りましたので今回補正をさせていただくものでございます。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 繰越明許費の御質問をいただきました。

常日頃から議員御指摘されますように、当然ながら現年予算で計上したものは現年で事業が終了するようという御指摘をいただいております。そういった中で、年度内に事業が完了しないもの、通常、原則に反する部分、予定外の事情によってどうしても年度内に事業が完了しないものということで明許繰越しという制度がございます。

その中で金額の設定についてでございますが、当然ながらその年度内に事業執行すべき事業費、その中からその年度内に執行すべきものを除いた額を限度額として設定するという中で、執行見込みが、予算を組み立てる時期とこの3月の審議をいただく時期と若干タイムラグがございますので、実際には年度内である程度、8割事業が執行し、2割の繰越しで済むというケースもございますが、あくまで限度額という考え方の中で、例えば6割の執行も考えられるという場合には、4割を繰越しのこの金額として設定してるものもございます。よく御指摘いただきます未契約の場合もございますので、そういったものは全額予算として繰越しをさせていただいておりますので、あくまで限度額ということで御理解いただけたらと思います。

ですので、この金額そのものがイコールではないという場合もあり得るということは御理解いただきたいと思います。

○議員（4番 米田 雅代君） ほかにおられないんですかね。ちょっとまとまらなくてすみません。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

3番、澤田俊之君。

○議員（3番 澤田 俊之君） 今の繰越明許の御説明をいただきました。ということで、まず最初に7ページの関係で、第2表、3款民生費、2項児童福祉費ということで、大庭認定こども園耐震補強改修事業ということで、繰越しの金額が上がっております。これ当初予算は幾らだったんでしょうかね。その確認をさせていただきたいと思います。途中変更された、ちょっと調べたんですけども、よく追えなかったんで、当初予算、それから変更がありましたら途中の変更、そしてこの金額という経過の御説明をいただきたいなと思います。

次に、14ページ、3款1項4目老人福祉費で、報酬のところで会計年度任用職員報酬の減、それから15ページ、認定こども園、ここも会計年度任用職員報酬減額、それから16ページ、保健衛生総務費の、ここも会計年度任用職員報酬費減額、それから教育費で、27ページ、10款事務局で、これも会計年度任用職員報酬減額ということで、その次の28ページも会計年度任用職員報酬減額ということで、ほかのところもそうなんですけども、会計年度、当初計画された職員採用されてなくて事業推進されてるんですね。本当にこれで事業が推進されてるのかな。逆に職員の管理、どういうふうになされ

てるんかなって。以前からその辺の御質問させていただいてますけども、これだけの会計年度任用職員の費用減というのは通常考えられないんですけど、その辺の考え方をどういう、捉えておられるかをお聞きします。

○議長（池田 宜広君） 樹岡こども教育課参事。

○こども教育課参事（樹岡 正宏君） 大庭認定こども園についての御質問に回答させていただきます。

当初予算はゼロ円、その後、6月補正で2,400万円を計上しております。以上です。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 会計年度任用職員の減額のところでの体制の御指摘をいただきました。

当初予算組む段階では、それぞれ各課からの要求に基づき、必要性を判断した上で予算を計上しております。当初に募集をする段階で定員に満たない、定数に満たない特殊業務等々、なかなか再募集しても人が集まらないという職種もございます。そういった中で、それぞれの部署、現状業務に支障が出ない範囲でのそれぞれやりくりをしていただいているわけですけども、よりよいサービスを提供するという部分ではなかなか現状を維持するのが精いっぱい、確保することによってこれまでの町政の課題を解決し、前に進めたいという思いの中で募集をしてる職種もあるわけですが、なかなかそこに対応できない、現状維持が精いっぱいというようなところが現状でございます。

そういったところの中で、今後、このたびはこういった減額になりました。新年度もそれなりの要求をしておりますけども、同様なことが生じることも想定は十分できますけども、そのこの部分につきましては鋭意努力しながら、いろんな考えも持ちながら対応していきたいと考えております。

○議長（池田 宜広君） 3番、澤田俊之君。

○議員（3番 澤田 俊之君） 総務課長の立場ではそれ以上は多分言えないと思います。

これに関しては副町長、前から職場環境の話でいろいろと御提案もさせていただいたり、いろんなお話をさせていただいている中で、これ、こういう状況だということの認識をどのようにお持ちで、今後対策をどういうふうな、町全体としてどういうふうにするかっていうことだけお聞きさせていただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 今、総務課長のほうからもありましたように、この労働市場というところを考えると、なかなか職員確保ということが非常に難しくなってきている。それは会計年度任用職員だけではなくて、正職員についても非常に倍率が下がってきている。地方公務員の自治体のこの倍率が下がってきているということにつきましては、やはり私、よく申し上げますのは、働きがいと働きやすさ、この2つが重要であると思っておりますので、できるだけこの労働市場というのは非常に、これは全国的な業種におきましても同様のことが言えるわけですけども、そういった中でいかに魅力あ

る自治体に、自治体業務というものになれるかということが重要ではないかというふうに考えております。

○議長（池田 宜広君） 3番、澤田俊之君。

○議員（3番 澤田 俊之君） いつも同じような御回答いただけてます。ですから、環境整備に対するものをしっかりと持たないと、今、公務員って、言葉悪いですけども、ブラック企業だといって一般社会では言われてるんですね。ですから、ちゃんとその辺は、副町長がしっかりとその辺を理解して職場環境をよくしていく予算をしていただきたいなと思います。今回はこれであれですけども、また新年度でしっかりと議論させていただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 今回の条例改正等の議案にもありましたけれども、会計年度任用職員に地域手当、あるいは勤勉手当の支給ということで、処遇におきましては非常に処遇改善を行ってきているというところではございますけれども、そうであっても非常に確保というものについては実態難しい状況があるということでございますけれども、魅力ある職場ということに取り組んでいきたいと思っております。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） 先ほどはありがとうございました。

では、町民センターの施設費のことにに関してですが、先ほどのお話でしたら、要するに今々は必要がないから今必要な分だけはやりましたと。それで、その他の部分は何とかやっていけるでしょうっていうことでの認識でよろしいでしょうか。

それとともに、先ほどの但馬牛研修センター使用者の件ですが、そこを使っておられた方がアパート牛舎に移られたということになってきたら、この但馬牛研修センターっていうのは要らない、必要がないっていうことなんでしょうか。それとも、またここを新たに使ってもらうようなことを考えていくというような考え方でいいんでしょうか。

それと、ちょっと先ほどの質問にプラスなんですけど、9ページのところの総務費のところの1目の一般管理費のところ、一般職給料で一人減になっておりまして、給料として166万9,000円減額されているっていうことは、これは途中で離職されたということだと思いますが、どのような理由でっていったらおかしいですけども、この辺のところは先ほどの副町長の働きやすさと働きがいっていうふうなところの中で、どちらともに関わり合いを持つのか、その辺のところをどのように課長、捉えられてるのか、その辺のところを教えてください。

取りあえず以上で、すみません。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 但馬牛研修センターの利用状況といいますか、今後の見込みについて御説明をさせていただきます。

昨年7月にアパート牛舎のほうに研修センター御利用されてた農家に移られまして、今現在利用がない状況でございます。新規就農者の研修センター、畜産業のノウハウを学んでいただくための施設として運営してるわけですが、今現在利用していただく方の確定的な予定というのはございません。ただ、いろんな情報がございまして、利用したいんだけどというような問合せもいただいてるところでございますので、今後も利用について広く周知して、継続的に利用いただけるように働きかけていきたいと考えております。

○議長（池田 宜広君） 小谷総合支所長。

○温泉総合支所長（小谷 豊君） 少し補足もしながら答弁させていただきます。

設計をする段階で配管等の使用できそうなもの、そういうものについては取りあえず使っていくというような設計で工事に向かわせていただいて、最終までにそういうものが使えたことで事業費を抑えたというのが一つでございますし、今のところ不具合のある機械につきましては全て交換をいたしましたので、当面何らかの原因で故障しなければ不具合はない、そのまま管として冷暖房に使っていただけるということでございます。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 9ページの一般管理費、職員1名減の件です。

これにつきましては、総務課に所属しておりました病気休暇の職員が年度途中で退職をされました。それぞれ事情はあります。体調的には元気にはなりつつありながらも、役場での復帰は困難という中で本人の選択でございますので、現状、役場の環境がどうこうということではないというふうに理解をしております。

○議長（池田 宜広君） 4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） すみません、使える配管は使ってっていうような今おっしゃり方をしていただきましたけど、当初見込んでいた額と、流したというか不用になった額との差があまりにも大き過ぎて、私は非常に今の説明でもちょっと首をかしげてしまいます。

それとともに、今の総務課長の、病気で長いこと休まれて、それで総務課のほうにくら替えといったらおかしいですけども、籍を置かれて、その後でどうしても復帰ができないっていう話の中で退職っていう道を選ばれたっていうふうに解釈をしたんですが、病気になられるところの過程の中で何とかやりようがなかったのかなっていう思いの中、それで先ほど副町長が言われた働きがいであるとか働きやすさだとか、そういったものをもう一度考えていただいて、体制というものを考えていく必要があるんじゃないのかなと思っております。

それと、10ページのDX推進リーダー研修のほうで、せっかく予算を立てられて、その予算のほうを使わないっていうことは、特に外に出て研修されるっていうことは非常に意味のあることだと思いますので、せっかくつけた予算ですので何とか、課のほうもお忙しいとは思いますが、できたら、そういうふうに研修をしようっていうふうに思

われるのであれば、できるだけ達成をするような形でしていくほうが、長い目で見たときに非常にそれがプラスになるのではないのかなと思います。

それと、緑の少年団の何かあったと思うんですけど、すみません、7ページの雑入のところで、緑の少年団活動費助成金っていうところで、10万6,000円減額されております。これは当初は26万5,000円でした。ということは、助成金ですので、多分いろんな、こういうことをしよう、ああいうことをしようっていうような形の中で計画を立てられていて、その分でされたと思うんですが、そういったところの中で、じゃあ、何のために計画を立てて、それをしていこうって予算立てをしていくのかっていう部分の中で、できたら、細かいことですが、そういったところから、何のために予算を立てた、そのためにじゃあ何をしていくのかっていうことは、やはりもう一度全般的に考えていただけたらなと思います。以上です。

○議長（池田 宜広君） 小谷総合支所長。

○温泉総合支所長（小谷 豊君） 結果的に大きな予算の中での執行が小さくなったということでございますけども、当初の見積りを取っていく中で、先ほど言ったように最大マックスのところでの予算化をさせていただいたということで、精査していく中で小さい設計でくくって、工事に向かってもし不具合が先ほど言ったようにあれば、配管の取替え等があってより大きな工事費になったということでございますので、実績としてちょっと工事費の不用が多くなったということで御理解いただきたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） DX推進リーダー研修の件でございます。

議員おっしゃるように、このDX推進リーダーを伸ばすためにはいろんな研修に参加をすべきということで予算計上させていただきました。研修の案内があるたびに参加メンバーには周知をして参加を促したわけですが、先ほどおっしゃったとおり、やはり手元の仕事が忙しいこと、それから東京なり大阪なりの研修はやはり2泊3日とか1週間程度、長い研修が多いということ、それからメンバーが、主事級が非常に若いメンバーが多いということもあって、なかなかこちらの研修のほうを優先をして参加していただきにくかったというのが理由かなというふうに判断してます。

新年度もこの推進リーダー、続けていきますので、令和7年度につきましてはもっと職場の理解もいただきながら進めていきたいと思っております。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 職員の職場環境、特にメンタルにおきましては、職員研修を通じて、全職員を対象としてメンタル研修も実施しております。まずはセルフケア、個人が対応する、プラス職場での対応、対策という中で、それぞれが意識をしながら対応を進めているところではありますけども、なかなか現状、全国的に見ましても病気休暇、病気休職となる職員の数も一定数ございます。

率からしますと、本町におきましてはそれほど全国並みにまではっていないという

ところはございますけども、ただ、現状、数人、毎年1人2人はメンタル不調を起こすという実態もございます。それをいかにゼロにしていくかということも目標に掲げておりますし、職場の中でお互いが思いやりを持って仕事を進めていくということも必要だということ中で、管理職会議を通じて、どうすればこういった不調が起きないようにできるのかということも考えていきながら進めております。なかなか結果は出ておりませんが、新年度に向けて予算の話になりますけども、何らかの対応をしたいということで予算も計上しておりますので、今後につきましては現状を何らかの形で対策を講じればと考えております。

○議長（池田 宜広君） 暫時休憩します。

午後2時52分休憩

午後2時52分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

そのほか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） ちょっと細かいことですが、5点ほど質問させていただきます。

まず、15ページの3款2項1目、同僚議員もいろいろ、未採用とかの質問されたんですが、その中で児童福祉総務費の1節の報酬のところ未採用ということでしたけど、この職種はどういうものであったか、お尋ねします。

それから、ちょっと順番がいろいろ変わりますけど、27ページの10款1項2目事務局費の17節の備品購入費ですけど、スクールバスの受注停止のための減額ということですけど、こちらの受注停止の理由をお尋ねします。

それから、ちょっとまた上がって4ページ、16款2項2目民生費の県補助金の地域介護拠点整備施設事業補助金、これが2,177万円減額されて、事業者の取下げというふうに書いてあるんですけど、その取り下げた理由を教えてください。

それから、14ページの3款1項1目社会福祉総務費の18節の補助金ですが、グループホームの開設に関する部分の減額ですけど、これのちょっと説明をお願いします。

それから、17ページ、4款1項2目12節予防費の委託料の事業委託料で、3,520万円の減額ですが、産後ケア事業と予防接種事業の合計でこれだけの減額ということですけど、大体それぞれ幾らぐらいかということと、予防接種事業については何の予防接種による減額なのか、お尋ねします。以上です。

○議長（池田 宜広君） 松本福祉課長。

○福祉課長（松本 晃君） 福祉課のほうで、まず2点ございます。

歳入、5ページの地域介護拠点整備事業の減額ですけども、減額、取下げの理由でございます。正式にははっきりこういったことではないんですけども、

事業実施に当たって事業者から、人的な確保が困難という理由で今年度での整備というふうなことが難しくなったというところでの理由を聞いてございます。

次に、14ページ、歳出でございます。14ページになります。社会福祉総務費、負担金補助及び交付金の補助金のグループホーム関連でございます。2つ、障害者グループホーム新規開設推進事業と障害者グループホーム新規開設サポート事業の2つの減額でございますが、1つ目の新規開設推進事業としましては、3,000万円予算計上しております。中身としては、新築ではなくて改築2件を予定、1,500万円が条件ですので、2件分を予定しておりましたけれども、実施に向かえたのが1事業者の改築分ということで、その残額を減額補正するものでございます。

また、その事業者においても、県の補助を受けながら、備品購入費であったりですとか、賃貸物件であれば入居に係る費用の助成もあるんですけれども、今回の1件助成があったところは借入れでなくて購入であるので、まずそこは当たらないということ。それから、もう一つ、備品購入費については、対象にはなるんですけれども、事業所のほうからこの補助を活用しての申請はしないというふうなことがありましたので、この2点目のグループホーム新規開設サポート事業については全額を減額をさせてもらったというふうな経過でございます。以上です。

○議長（池田 宜広君） 朝野健康課長。

○健康課長（朝野 繁君） 4款1項2目予防費の事業委託料の減額についてでございます。

まず、産後ケア事業につきましては、実績を見込みまして60万円の減額とさせていただいております。

予防接種事業につきましては、主には新型コロナワクチン接種でございます。合計で3,460万円の減額のうち、2,360万円が新型コロナワクチンの接種ということで、その他につきましては全体的な定期接種、予防接種業務の事業委託の減額を全体で見込んだものということになります。以上です。

○議長（池田 宜広君） 樹岡こども教育課参事。

○こども教育課参事（樹岡 正宏君） それでは、27ページ、車両購入費についての御質問にお答えをさせていただきます。

購入予定車両に関する会社の不正認証によりまして、メーカーの受注が止まっているため減額とさせていただいております。以上です。

○議長（池田 宜広君） 未採用の職種、ページ15。

続けて。

○こども教育課参事（樹岡 正宏君） 未採用の職種につきましては、手持ちで資料を持ち合わせておりませんので、調べ次第、回答をさせていただきます。以上です。

○議長（池田 宜広君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） まず、そしたら、スクールバスの件ですが、これは、で

も必要ですから予算計上したということなんでしょうけど、じゃあ停止に、購入ができなくなったことによる弊害の解消のためにはどのようなことをされたのか、来年度また予算計上されるのか、その辺りをちょっとお尋ねします。

それから、福祉課の、事業者のほうから取り下げたということで、人的な確保が困難ということですが、これについても例えば次年度、人的な確保ができるようになって、また補助の申請があった場合は対応されるのか、その辺りをお願いします。以上です。

○議長（池田 宜広君） 樹岡こども教育課参事。

○こども教育課参事（樹岡 正宏君） スクールバスにつきましては、必要な車両でありますので、こういう状況ではありますけども、引き続き来年度、予算計上させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（池田 宜広君） 松本福祉課長。

○福祉課長（松本 晃君） 地域拠点整備事業についてでございます。

次年度の予定としまして、現時点ではその事業者から整えば向かいたいという明確な意見まではいただいてないのが現状です。ということで、当初予算での計上ということは控えさせていただきました。条件が整えばというふうには、また県のほうで計画書等の期限もございますので、その辺りのところはまた時期を逸しないようにはしたいというふうには考えてございます。

ただ、このサービス自体が、在宅の重度の高齢の方で、身体の介護、ホームヘルパー等の身体介護であったりとか訪問看護、それを24時間体制で提供するというのは、なかなかニーズとしては、実態としては少ない部分がございます。そうした中で、ただ、国、県等としてはこの事業を積極的に進めているというところもありますので、町としてもそういった事業者の意向等がまた出てきたときには対応を考えたいというふうには考えております。今の時点でこの向かえなかったことによって大きな支障が生じているということではないというふうには考えております。（発言する者あり）

○議長（池田 宜広君） 後でいいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、先ほどの米田雅代君への答弁を。

原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 7ページ、雑入の緑の少年団の活動費助成金の減額についてでございますが、実績による減というふうに説明資料はなっておりますが、もともと緑の少年団の安全会の定める保険料ということで計上しておりましたが、学校が加入しております保険のほうで対応が可能ということで、保険料のほうを不用額ということで減額させていただいております。

○議長（池田 宜広君） 暫時休憩します。そのほか質問、この件ありますか。

じゃあ、もう休憩しましょう。

午後3時03分休憩

午後 3 時 1 3 分再開

○議長（池田 宜広君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

まず初めに、先ほどの森田善幸君の答弁をお願いをします。

樹岡こども教育課参事。

○こども教育課参事（樹岡 正宏君） それでは、15 ページにつきまして、会計年度任用職員の未採用についての御質問に回答させていただきます。

今年度、児童クラブの運転手、放課後児童クラブの運転手 1 名が採用できておりません。対応としましては、こども教育課の職員が空いてる時間をいろいろ工面しながら対応させていただきました。以上です。

○議長（池田 宜広君） いいですか。

○議員（6 番 森田 善幸君） はい。

○議長（池田 宜広君） それでは、そのほか。

8 番、河越忠志君。

○議員（8 番 河越 忠志君） 1 点だけお聞きします。もしかしたらどこかで説明されたのかもしれませんが、一応資料にはなかったのでお聞きします。

6 ページの財産売払収入が今回 7 7 9 万 9,000 円補正されていますけども、この件について御説明をお願いします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 収入の財産売払収入の不動産売払収入の関係でございます。浜高の横にありました旧医師住宅の売却によるものです。

○議長（池田 宜広君） いいですか。

8 番、河越忠志君。

○議員（8 番 河越 忠志君） これについては、売却の相手方を選定するに当たっての経緯についても御説明いただけるでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 入札を行いまして、入札公告を 10 月に実施し、申込期限を 11 月 7 日とし、入札を 11 月 12 日に行いました。1 者から申込みがあり、入札を実施し、最低売却価格以上でしたので落札したということでございます。

○議長（池田 宜広君） 8 番、河越忠志君。

○議員（8 番 河越 忠志君） 入札される場合については、鑑定というのは手続を踏まなくていいものなのか、鑑定っていうのは予算にあって執行されたものなのか、ちょっと記憶にないので教えていただけるでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 鑑定につきましては令和 5 年に実施をしております、令和 6 年の時点では時点修正をし、競売にかけております。

○議員（8 番 河越 忠志君） 分かりました。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

13番、中井勝君。

○議員（13番 中井 勝君） 総括みたいな感じで質疑したいと思います。

病児・病後児保育事業と大庭認定こども園の事業について、先日全協で報告をいただいたんですけども、本当に紙切れ1枚で、質疑のほうは補正予算のときでもしてくださいという話だったんでさせていただくんですけども、紙切れ1枚ではどういう経過でというの、ただ、予算が増えたからとかね。増えたんなら1割ぐらいかなと思って見てたら、倍以上とかね。いや、どんな積算をしてたのかな、見積りがね。こんな甘い、事業費でね、まあまあ、こども教育ばかりじゃないですよ、ほかの事業課でもですよ。建物建てるのに、今までの経過から、二、三年見とったら3,000万円増えたとか5,000万円増えたとかね。べらぼうな金額ですよ。もうちょっと事業推進に当たってしっかりと予算立て、裏も取って。これなんか見とったら、例えば改めて積算を行ったら予算が全然足らなくて倍以上になった。申請ができてなかった。申請なんか当たり前でしょ、多分。当該部分については、担当課では技量が困難のため、外部に発注する。それ初めからそうしてたらいいんじゃないですか。それを甘い何か考えで簡単に予算出して、どうにかぎりぎり予算は通って、事業推進するのかなと思ったら、いよいよ向かったら予算全然足りません。いや、こんなんだったら我が町の予算ってあってないようなものですよ。

そこはしっかり裏取ってしていただかないと困ると思うんですけども、まずはその経過について、病児・病後児はこういう状況で、こういうことで予算が全然足りないようになりました。いや、何か資材が高くなったという話ししてましたけど、資材は倍にはなりませんよ。せいぜい3%、5%ですよ、二月、三月の間だったらと思うんですけどね。ぜひ、ぜひというよりは病児・病後児の関係、施設の事業推進、あと大庭認定の設計の件、どういう理由で。いや、言っときますけど、事業費が急に上がったからってというような話は通る話じゃないんで、それを踏まえてぜひ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 山本教育長。

○教育長（山本 真君） まず、病児・病後児の件ですけれども、当初予算額の1,200万円という額を出させていただいた経緯については、確かにかなりいいかげんな額だったというふうな御指摘をいただいても仕方がないぐらい乖離してしまいました。それは、ただ、当課が勝手に予算を立てたのではなくて、その道のある程度専門的な方に、こういった格好で今回こういったものをお願いしたいんだということでお願いをしたわけですけども、その金額が十分でなかったのかも分かりません。ある程度、専門的な立場の方のアドバイスをいただいて、そして出させていただいたってことはあります。

これについて、そこにも記載をさせていただいておりますけれども、当初予定していた土地から、道路に面するところに、福祉のまちづくり条例の必ずスロープをつけなけ

ればならないという、そういった指摘を受けまして、急遽それを積算しましたら、40メーターぐらいのスロープをつけなくてはならないというような状況に相なってしまいました。そういった面で、もちろん資材の高騰等はあるんですけども、その辺りでかなり大きな額が出たように聞いております。

それから、大庭認定こども園につきましては、なかなか思うような金額が出せなかったことが現在、今を招いているわけでございますけれども、ある程度基本設計の中で積算をしていただいて出させていただいた金額が4億2,000万円という、お示しした額だったわけでございますけれども、最初の出だしから、先ほど議員から御指摘ありましたように、仮設園舎については当課が設計をやっていくというようなことをお伝えしました。そこら辺については、実際やってみるとなかなか専門的な立場の職員等もいないという中で、難しい。仮設園舎についても、随分と当初想定しておりました額より大きな額を耳に入れていただきましたんで、なかなかそれではお約束した4億2,000万円という中でできないのではないかっていうことから、いろんな方策を考えていったんですけども、やはり委員会の中でも議員から御指摘いただきました、代替案を示すのではなくて、まず認められたことに対してきちんと向き合えと。向き合った中でそれがどうしてそうなったのか、今御指摘ありましたような、なぜ金額がこんなに膨らんでしまったのかというような原因をきちんと説明した上で、次のことに向かえというような御指摘を委員会の中でもいただきましたので、当初いろんな代替案も考えて、それで私の判断によって一時中断をさせていただきましたので、当初もう一度元に戻って議会でお認めいただいた流れの中で、ぜひ大庭についてもきちんとした金額を出させていただいて、その上で議員の皆様方に御判断いただきたいと、そんなふうな流れで今やっています。

御指摘のとおり、うちではもうできませんから外部委託にさせていただきますというようなことは、本当に恥ずかしいことではありますけれども、それが現実、今の当課の現状でございますので、何とぞ御理解をいただいて、事業の推進に向けましてお力添えをいただけたらと思っています。

病児・病後児の1,200万円という、当初お示した額内で収めることをいろいろ考えてまいりました。いろんな条件も変わりましたので、そのクリニックのそばでなくてもある程度開設できるということで、場所も選定しながらいろんな可能性も考えてきたわけですけども、今はそれはもう選択肢としてはここに示してはいけなかったんだなっていうことは十分自覚をしておりますので、まず2,800万円という金額を御判断いただくこと、それから大庭の認定こども園におきましても、何とか実施設計をさせていただいて、そこで出された金額を基に皆様方の御判断を仰ぎたい、そんなふうに思っております。以上です。

○議長（池田 宜広君） 13番、中井勝君。

○議員（13番 中井 勝君） ここに至ってどうこう言っても元には戻りませんけども、

やっぱり立ち止まって、しっかりと足元を見詰めて、一からのスタートというか、ゼロベースで考えてスタートし直してほしいなと思います。

こども教育課にかかわらず、各事業課でぜひそういうのを踏まえて、ちゃんと予算立てするときにはしっかりと裏が取れるような状況で予算組みしてもらわんと、後から追加で、補正で、いや、結局蓋開けたら大方倍になっちゃいましたなんていうのはもう通る話じゃないというふうに思うんで、ぜひともそこらはしっかりと地に足のついたような施策を打っていただきたいと思います。以上です。

○議長（池田 宜広君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 今、工事の積算の話が出たわけですけども、歳出予算の見積りにつきましては、当初予算編成ということで、これにつきましては財務規則に基づいて総務課長が各課に指示を、これは毎年しているところでございます。

その中で、普通建設事業費、補助事業費については、原則として概算設計書、見積書、位置図、平面図等の参考資料を必ず添付することということを記載しております。

また、工事単価については、直近の実施単価を基準とすることということで、これについては毎年予算編成についてはこのことを言ってるわけでございますので、今回のことにつきましては、この辺のところは十分ではなかったということについては反省すべき事項であるというふうに思っておりますけども、そういった形で、財務規則に基づいてそういった指示については毎年やってるということでございます。

○議長（池田 宜広君） 山本教育長。

○教育長（山本 真君） 中井議員が御指摘のとおり、しっかりと立ち止まって、もう一遍ちゃんと最初からきちんとやれというお叱りの言葉をいただきました。私はもともと現場におりましたので、何かあったら次の次善の策を講じなあかんっていうのはやっぱり自分の今まで通ってきた道だったわけですけども、なかなか行政的な手法っていうのは私自身が十分理解をしてなかったというところがありまして、一つ議会でお認めいただいたことに対してはきっちりと最後までやり切れっていうことが行政の手法だっていうふうにお聞きしました。

そういう中で、自分も一度は立ち止まっていろいろ考えたわけですけども、繰越しとかいろんなことになってしまいましたけれども、何とか当初お示ししましたものを最後までやらせていただいて、そして先ほども申しましたように、そこで御判断いただいて、私自身も立ち止まってきちんとその後を考えたいというふうに考えておりますので、何とか御理解をいただけたらと思います。以上です。

○議長（池田 宜広君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 私が先ほど申し上げましたのは病児・病後児の積算の部分の話で今話をさせて、先ほどの総務課長担当通知というのはそういった意味で申し上げました。

大庭については、耐震の計画というものについては令和5年度から実施してきたもの

でございます。昨年6月の補正予算の中で、仮園舎については校内、校外含めてそれは必要であるということの中で、6月補正で御議決をいただいたものというふうに思っております。保護者についても、議決後に教育委員会主催の保護者の説明会の中で、仮園舎への通園バスの経路等についても説明をしているというところでございます。

この事業につきましては、仮園舎設計の中で、仮園舎というものも一体のものであると考えております。ですので、財源につきましても、緊急防災・減災事業債、いわゆる緊防債が財源となっているところでありまして、改修と仮園舎を一体工事として財源充当をしてるということでありますので、仮園舎についても同一の工事の中での事業というふうな認識を持っております。

○議長（池田 宜広君） そのほか。ございませんね。

7番、浜田直子君。

○議員（7番 浜田 直子君） 確認ですけど、6月に補正予算通って、大庭認定こども園の件ですが、設計を進めるということで設計進められてると思うんですけど、今仮園舎に関しては見直しの感じで、園舎自体はもう設計は進んでる予定というか……。

○議長（池田 宜広君） 浜田議員、何ページのどこの項目ですか。

○議員（7番 浜田 直子君） あっ、いえ、今の関連……（発言する者あり）

○議長（池田 宜広君） あっ、そうだ、ごめん。民教だ。

そのほか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

3番、澤田俊之君。

○議員（3番 澤田 俊之君） 本案に対する修正動議を提出します。

○議長（池田 宜広君） 暫時休憩をいたします。

午後3時32分休憩

午後3時33分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

本案に対して、澤田俊之君外2名からお手元に配付いたしました修正の動議が提出をされています。したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

3番、澤田俊之君。

○議員（3番 澤田 俊之君） 議案第23号、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）に対する修正動議です。上記の動議を地方自治法第115条の3及び新温泉町議会会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

令和7年3月12日提出。新温泉町議会議長、池田宜広様。発議者は、私、新温泉町議会議員、澤田俊之、同じく西村龍平議員、同じく中井勝議員の3名です。

修正案は、次のページを見てください。修正内容は、第2表、繰越明許費の一部を次

のように改めます。３款２項大庭認定こども園耐震補強改修事業の繰越明許費を２,０００万円減額し、金額を２,０００万円に修正するものです。

提出理由について述べさせていただきます。大庭認定こども園に対するこれまでの当局の動きを振り返りますと、平成３１年に耐震診断の結果が報告されました。しかし、当局は浜坂認定こども園関係の事業を中心に推進してまいっております。そんな中、耐震診断から６年余り経過した昨年６月に耐震化の名を借りた大規模改修案が示され、大庭認定こども園耐震補強改修工事の事業が進められているところです。

この事業は、町全体の出生者数を五十数名とし、向こう５年間は大庭認定こども園の園児数に大幅な減少はないことを基に計画したものだという説明を受けてきました。しかし、現状を見ると、本年３月１０日現在の出生届者数は３９名、入園申込者数は４４名と、当初見込みから大幅に減少しております。

また、事業費につきましては、４億２,０００万円という説明でありましたが、他の事業を見てみますと、大幅な事業費の増額の修正案が多々見受けられるため、幾度となく町長に対し事業費の総額の説明を求めても、人件費と物価上昇分の増額であるとの回答しか得られておりません。そんな中、今年１月の民生教育常任委員会の中で、仮設園舎の費用が当初計画より２倍から３倍になることが報告されました。このことは、当事業の総額の費用が不明のまま事業が推進されることになります。

町全体の年間の出生者数が４０名を切るような現状の中では、浜坂、大庭認定こども園の統合は避けて通れないように考えます。仮に百歩譲って２園を残すにしても、定員数を見直した上で認定こども園の規模等を決めなければ無駄な投資になってしまうと考えます。

また、本定例会において令和７年度予算の審議を行いますが、改修費用は計上されず、補正予算で計上される計画となっております。何億もの事業を当初予算に計上せず審議せよというのは、議会軽視ではないでしょうか。

以上のことから、本事業をもう一度しっかり議論する必要があるのではないのでしょうか。幸いにも今年には町長選挙、町議会選挙があります。この選挙でしっかりと町民の皆さんの御意見をお聞きし、この町の子育て支援の核となる認定こども園をつくっていくべきです。こども園は町の将来に関わるといっても過言ではありません。当局も議員もいま一度立ち止まって、よりよいこども園をつくるために皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから修正案に対する質疑を行います。提出者に対する質疑がありましたらお願いをいたします。ございませんか。

８番、河越忠志君。

○議員（８番 河越 忠志君） 修正案では、繰越明許の２,２００万円が２,０００万円減って２,０００万円にということで、私は、現在進められてきた設計の部分は大幅な改良等

は含んでおります。実際に私たちが、少なくとも私が想定してた、また求めてきた耐震補強は必要だという部分について、この200万円というのはそれに該当する部分をちゃんと整理し直せば、耐震改修の、要は耐震補強の実施設計が完了するよという意味合いでの200万円だというふうに理解してますけれども、そういった理解でよろしいでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 3番、澤田俊之君。

○議員（3番 澤田 俊之君） 基本的に繰越明許というのは、本事業に対する予算であります。内容について修正者が踏み込めない部分があります。ということですんで、実質上は、その辺に関してはこの提案の中に踏み込めないということで御理解をいただきたいと思います。

○議員（8番 河越 忠志君） 分かりました。

○議長（池田 宜広君） 7番、浜田直子君。

○議員（7番 浜田 直子君） 今回のこの修正案ですが、耐震だけして改修は認められないというような御意見なんでしょうか。

それと、事業は進んでいて、もう既に設計をされてる、設計ができてるというか、園舎に関しての設計はもう当時から進んでるはずなので、そういったような経費についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 3番、澤田俊之君。

○議員（3番 澤田 俊之君） 耐震改修、その辺に関して、先ほど言いましたように、当局側の事業推進の中まで把握しておりません。ただ、今までにかかった経費とか、そういう支払い義務が生じるものは残させていただいてるつもりです。ですから、設計ができてる、できてない、そういうものじゃなくて、本修正案の定義は、1回みんなで立ち止まって、この町にとってどういうこども園がいいのか、当局もそうですし、議員の皆様もそうですし、いま一度立ち止まって白紙にしてしっかりと議論して、この町にとって何がいいこども園かをしていただきたいという思いの修正案です。

○議長（池田 宜広君） 7番、浜田直子君。

○議員（7番 浜田 直子君） でも、実際、その金額で、本当に今もお願いしてます、お願いしてる設計料がいけるのでしょうか。

また、立ち止まってといいますけど、もう十分立ち止まるどころか本当に遅い、もう子供たちの命、安全、皆さんがよく言ってる命、安全、そういったことを含めば、もう今は一刻も早く耐震にかかるべきだと思います。行政はそういったところも当然考えておられると思いますし、私たちの子供を守るためには、そのように、このお金を節約している、子供たちのために、子供のためのお金は未来への投資であると言われてます。こんなに減らして、次の手をどういうふうに検討していかれるつもりなんでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 3番、澤田俊之君。

○議員（3番 澤田 俊之君） 個人的な話になります。私は大庭地区の住民であります。

その辺の耐震化の話は当然、私、批判を受けるとしております。しかしながら、この件に関しては、当選直後に大庭の耐震化という話は一般質問でさせていただいております。そして、今も言いましたように、当局は6年間放ってたんですよ、6年間の間。浜坂認定こども園だ、浜坂認定こども園だっていって、大庭は放ったらかしだったんじゃないですか。その中で、やっと動き出した。だから、今、1回立ち止まってしっかりと子供たちのことを考えましょうっていう修正動議です。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 私は、仮園舎を含めた大庭認定こども園耐震補強と改修計画の設計及び仮設園舎の設計を直ちに行うべきだと考えています。先日の民生教育常任委員会も全員一致でそういう方向を出したわけであります。はっきりした、そういうこれまでの担当課のいろいろと問題点があることは同僚議員が指摘したところでありますが、設計監理の計画を進めなければ何も先には進まないと思います。その上で、取り組むべきだと思います。以上です。

○議長（池田 宜広君） どうぞ、3番、澤田俊之君。

○議員（3番 澤田 俊之君） 今言われたような経過も承知しております。ですから、半年間先に延ばしましょうよ。選挙があるじゃないですか。そのときに民意をちゃんと聞いて、立ち止まって、それから向かいましょうよっていうことです。先に進めないという話ではありません。1回立ち止まってしっかりみんなで考えましょうということですよ。ですから、民生教育常任委員会の皆さんにも、この点だけはしっかりと御理解いただいて、御検討いただき、御賛同をいただきたいなと思っております。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。ございませんね。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） それでは、質疑を終結いたします。澤田議員、御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

午後3時47分休憩

午後3時48分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論ありですね。

まず、原案に対する賛成者の発言を許可いたします。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） それでは、私は、原案に賛成の立場で討論をいたします。仮園舎を含めた大庭認定こども園の耐震補強改修計画の設計及び仮設園舎の設計完了

後、工事費の総額を提示すると当局は言ってるわけであります。提案者の中でお話があったんですが、5 か月、要は選挙を見越しての話だと思いますけども、そのことで果たして先行きになるのかどうなのか、それも疑問な点であります。

私は、今現在の議員の責務として、この、いわゆるきちんと外部の方に設計の金額を示していただき、内容的なものを示していただく中で、一定の方向を示して、それを例えば選挙なら選挙できちんとどういう審判を下されるかを含めてやらなければ、もう今、話が先行き行かない。皆さんが、澤田議員と同じ意見もあるし、しかしながら、別な意見もありましてね。本当に何か大きな金額だからどうかこうとか、統合するべきだ、いや、そうではないよという話が今出てるんです。これをやっぱりきちんと基準を示さなければ、それぐらいは我々の現の議員の私は責任だと思うからであります。以上であります。

○議長（池田 宜広君） 次に、原案に対する反対者の発言を許可いたします。ございませんね。

〔反対討論なし〕

○議長（池田 宜広君） 次に、修正案に対する賛成者の発言を許可いたします。

2 番、西村龍平君。

○議員（2 番 西村 龍平君） それでは、修正案に賛成の立場から発言をさせていただきます。

私の一般質問でも申し上げましたけども、生まれてくる子供の数を、理想ではなく現状を直視し、浜坂地区のこども園を2園とも改装するのではなく、誇るべき機能を兼ね備えた統合園の構想に着手すべきだと思います。小学校の在り方も含めた子供教育全般に関しても、町長との間には大きな乖離がありますが、私は話を伺った町民の90%以上の方は、統合案に賛同をいただいています。その声を町長及び執行部に訴え、軌道修正していくことは、町民を代表する議員の最も大事な役目だと思っています。よって、浜坂地区のこども園統合を目指し、設計業務を凍結させるため、予算の次年度繰越しに反対いたします。

また、最後に、当時の観測の最大震度6を記録した2つの地震、鳥取地震から82年、北但馬地震から今年で100年、明日にも来る可能性のある大地震に向けて、大庭こども園の耐震補強工事だけを早急に実施していただきたい旨を、補正を検討の上、提示していただきたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 元に戻ります。

原案に対する賛成者の発言を許可いたします。

7 番、浜田直子君。

○議員（7 番 浜田 直子君） 原案に対する賛成の意見を述べさせていただきます。

この大庭認定こども園は、御存じのとおり、50年近くたっております。もう既に、

お父さん、お母さんはもちろんですが、おじいちゃん、おばあちゃんも通っていたという、歴史あるというか、老朽化も激しくなっております。当然ですが、耐震化、このように危険と言われていますが、放っていたわけではなく、新築を希望されてたと思います。そうした中で、どうしても進まなかったのが、まず耐震をとということで耐震にかかることになったのではないかと認識しております。

そうした中で、やはり子供の命を守るためには早く耐震をするべき、そして当然子供たちの喜ぶ園舎、造られた当時は保育所でした。御存じの方も多いと思うんですけど、保育所でした。今のこども園というのは大変、新しい園舎を何園か見させていただきましたが、とても工夫されていて、本当に過ごしやすく楽しい環境になります。また、本当に楽しい環境になれば、こども園がよくなって人口も増えてるところもあります。まず、減ってはいますが、増やす努力のためにもこの園を改修し、快適な園舎生活を子供たちに、保護者の皆さんにも安心して預けていただける園舎を造るというのがまず第一ではないでしょうか。何かと心配の多い園舎で過ごすよりも、今は一刻も早く安全に子供たちの命を守る園舎を皆さんと一緒に造っていきたいと思います。

先日の委員会では、皆さん賛成で通った案でございます。何よりも皆さんと共に、耐震だけではない、過ごしやすいい園をつくり、そしてまた、この町のこれからを担う子供たちに楽しい日々を送らせてあげたいと思います。どうぞ議員の皆様、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 次に、原案に対する反対者の発言を許可いたします。ございませんね。

〔反対討論なし〕

○議長（池田 宜広君） 次に、修正案に対する賛成者の発言を許可いたします。

8 番、河越忠志君。

○議員（8 番 河越 忠志君） 修正案に対する賛成者の立場で発言をさせていただきます。

先ほど澤田議員の修正動議に対する質疑の中で、誤った御認識がありましたので、修正する必要があると思い、やむなくここに立っています。今回、繰越明許で上げられた200万円になっても、既に契約されている金額については年度内に消化すれば全く問題はありません。つまり、仮園舎を除いた部分については、費用は算出できます。また、同じような形の中で、200万円残せば、その方針によって仮設園舎の想定費用は算出、十分にできます。つまり、想定費用は、今この補正がなされても、全く問題なく予算額が出るわけです。立ち止まっても、何らバックするわけではないし、選択肢は増える。そういった意味の中で、今、反対の意見の中にももうできなくなるという発言がありました。全くそれには該当しません。

ただ、私たちが求めていた大庭認定こども園が耐震強度が足りない、平成31年の1月にそれが分かりました。3月には耐震補強の計画が認定されました。しかし、それ以

降、何度も大庭についての構造的安心を確保すべきだということについては、澤田議員が今発信されたように、実際には令和５年度３月に提案があった。大庭も浜坂も耐震、あるいは改修をやるという計画、しかも工事としては浜坂が先、仮設園舎は２億円。それについては、議会が認めませんでした。その中で、今この修正がなされることは、選択肢を狭めることでは全くない。しかし、誤ったお金の使い方をしないことを改めて考えようという提起であると私は認識してます。

そういった意味の中で、町民に対して自信を持って判断できる議会であってほしいと、そういうふうに思います。御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 元に戻ります。原案に対する賛成者の発言を許可いたします。ございませんね。

〔賛成討論なし〕

○議長（池田 宜広君） 次に、原案に対する反対者の発言を許可いたします。ございませんね。

〔反対討論なし〕

○議長（池田 宜広君） 次に、修正案に対する賛成者の発言を許可いたします。ございませんね。

〔賛成討論なし〕

○議長（池田 宜広君） これで討論を終わります。
暫時休憩をいたします。

午後４時０１分休憩

午後４時０１分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

これから、採決に入ります。

まず、本案に対する澤田俊之君外２名から提出された修正案に対して採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立９名であります。よって、修正案は、可決をされました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立全員であります。よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

午後 4 時 0 3 分休憩

午後 4 時 1 4 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

ただいま休憩中に御協議をいただきましたとおり、議案第 2 4 号から議案第 2 7 号までの令和 6 年度特別会計及び公営企業会計 4 会計の補正予算につきましては、一括上程をし、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第 2 6 議案第 2 4 号 から 日程第 2 9 議案第 2 7 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 2 6、議案第 2 4 号、令和 6 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、日程第 2 7、議案第 2 5 号、令和 6 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について、日程第 2 8、議案第 2 6 号、令和 6 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 5 号）について、日程第 2 9、議案第 2 7 号、令和 6 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 4 号）についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第 2 4 号、令和 6 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてから議案第 2 7 号、令和 6 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 4 号）についてまでにつきましては、それぞれ補正を行う必要が生じたので御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中、担当課長が説明を申し上げたとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 内容につきましては、休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第 2 4 号、令和 6 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 25 号、令和 6 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 26 号、令和 6 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 5 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 27 号、令和 6 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 4 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 30 議案第 28 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 30、議案第 28 号、令和 7 年度新温泉町一般会計予算についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案理由の説明は、去る 2 月 26 日の本定例会の冒頭に施政方針で明らかにされておりますので、省略をいたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております令和7年度新温泉町一般会計予算については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。予算特別委員会の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長を除く15名の委員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会は、議長を除く15名の委員を選任することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午後4時20分休憩

.....

午後4時21分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

次に、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任であります。委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選をするとなっております。

休憩中に互選をしていただいておりますので、御報告をいたします。

予算特別委員会委員長、1番、中村茂君、副委員長、8番、河越忠志君が選任をされております。

予算特別委員会は、会期中に御審査をいただきますようお願いをいたします。

暫時休憩をいたします。

午後4時22分休憩

.....

午後4時22分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議をいただきましたとおり、令和7年度特別会計予算及び公営企業会計予算の9会計につきましては、一括上程をいたします。

.....

日程第31 議案第29号 から 日程第39 議案第37号

○議長（池田 宜広君） 日程第31、議案第29号、令和7年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第32、議案第30号、令和7年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第33、議案第31号、令和7年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について、日程第34、議案第32号、令和7年度新温泉町浜坂地

区残土処分場事業特別会計予算について、日程第 3 5、議案第 3 3 号、令和 7 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について、日程第 3 6、議案第 3 4 号、令和 7 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について、日程第 3 7、議案第 3 5 号、令和 7 年度新温泉町水道事業会計予算について、日程第 3 8、議案第 3 6 号、令和 7 年度新温泉町下水道事業会計予算について、日程第 3 9、議案第 3 7 号、令和 7 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案理由の説明は、本定例会の冒頭に施政方針で明らかにされておりますので、省略をいたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第 2 9 号、令和 7 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算から議案第 3 7 号、令和 7 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算までの 9 議案につきましては、予算特別委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 9 号、令和 7 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算から議案第 3 7 号、令和 7 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算までの 9 議案につきましては、予算特別委員会に付託することに決定をしました。

日程第 4 0 報告第 1 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 4 0、報告第 1 号、専決処分の報告について（専決第 2 号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により行った専決処分について、同条第 2 項の規定により御報告申し上げるものであります。

内容につきまして、生涯教育課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 西脇生涯教育課長。

○生涯教育課長（西脇 一行君） それでは、第 1 3 6 回新温泉町議会定例会議案、追加ナンバー 1、報告第 1 号、専決処分の報告について御説明申し上げます。

まず、審議資料、追加ナンバー 1 の資料、1 3 0 ページを御覧ください。タブレット 2 ページとなります。

物損事故の概要でございます。日時は、本年 1 月 1 5 日午前 1 0 時 3 0 分頃。場所は、株式会社ニシムラ百貨店の駐車場内であります。当方の職員は、記載の生涯教育課主事。相手方は、美方郡香美町小代区の水間氏でございます。事故の状況といたしましては、当方職員が公用車を運転し、駐車していた場所から移動させるため後退させる際、駐車されていた相手方車両の後部に当方公用車の左後方が接触し、車両の一部を損傷させ

たものでございます。

事故が発生したときの車両等の位置関係は、2、事故発生場所として記載のとおりでございます。

なお、本件発生以降、課員には改めて安全運転の励行及び交通ルールへの遵守につきまして注意喚起を促し、事故の再発防止に取り組んでおります。

次に、議案に戻っていただきまして、専決第2号を御覧ください。

損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分についてでございます。専決処分を行った日は、令和7年2月14日でございます。損害賠償の相手方の住所及び氏名は、記載のとおりであります。損害賠償の額は28万7,000円で、責任割合は当方職員の100%、相手方はゼロ%でございます。和解の内容といたしましては、町は相手方に車両の修理費として28万7,000円を支払う。また、今後本件に関して、双方とも裁判上または裁判外において、一切の異議申立て及び請求を行わないというものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

13番、中井勝君。

○議員（13番 中井 勝君） これ、何も言わなかったらまた同じ過ちを起こすかなと思って、取りあえず注意喚起をさせていただこうと思います。

今年何件目ですか、公用車の事故。たんに担当課長が、安全運転の励行をして今後かかることがないようにという答弁というか、言うんですけども、かかるとはいいようにはいつもなくはなくて、あるんですよね。ちゃんと安全運転管理者もあるわけですから、ちゃんと事故をなるべく、起こそうと思って起こした人はいないと思うんですよ。どれだけ注意ができるか、できたら複数で運転して後ろを見てあげるとかね。そういう細心の注意が必要だと思います。幾ら自分の自腹を切らんでもいいとというのは、保険で直るとはいうものの、ぜひ十分注意をしていただきたいというふうに思います。注意喚起です。

できたら、今年何件あったか、総務課長かな、教えてください。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 申し訳ございません。手元にございませんでちょっと申し上げられませんが、後ほど。

○議員（13番 中井 勝君） 後刻でいいですよ、今じゃなくても。

○総務課長（中井 勇人君） はい、じゃあ、また御報告。

○議員（13番 中井 勝君） 何か機会を捉えて報告してください。

○総務課長（中井 勇人君） 御報告させていただきます。（発言する者あり）はい。御指摘のとおりでございます。都度、職員には注意喚起しておりますけども、実態として

は事故が起きているという状況がございます。

特に、今回もそうなのですが、バックをする際の事故というものも多発している現状があります。思うに、今の車の性能がよくなっており、自分の所有する車というのはバックモニターというものがついているわけですが、そういった安全装備というものが今の現公用車にはなかなか装備されていないということもあり、そういったところの、なかなか注意が、公用車を運転する際にふだんと同じような感覚になってしまいがちだということも含めて注意喚起をしているところでございます。

今後、公用車を更新する際には、現状、安全装備、標準化されてきておりますので、そういった部分の事故は防げていけるのかなという思いもしてはいますが、改めて注意喚起していきたいと思っております。

○議長（池田 宜広君） 暫時休憩します。

午後 4 時 3 1 分休憩

午後 4 時 3 1 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

そのほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。本日の会議はこの辺で延会し、明日は休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会し、明日は休会にすることに決定をいたしました。

本日はこれで延会をいたします。明日は休会をいたします。

次は、3月25日火曜日午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりをください。長時間お疲れさまでした。

午後 4 時 3 2 分延会
